

令和4年8月19日
自動車局自動車情報課

車検証電子化についての周知用ウェブサイトの開設について

～電子車検証や車検証閲覧サービスなどをわかりやすく解説します～

令和5年1月から車検時等に電子車検証が交付されます。これに伴い、従来の紙の車検証から大きさや様式が変わるとともに、車検証の情報を電子的に読み取る「車検証閲覧サービス」や、国から委託を受けた民間車検場（指定自動車整備工場）が車検証の有効期間を更新できる「記録等事務代行サービス」を新たに開始します。

自動車ユーザー、自動車関係の業務を担う方々に、電子車検証の仕様や、車検証電子化に伴って令和5年1月から新たに開始するサービスに関する情報をお知らせするため、本日、「電子車検証特設サイト」を開設致しました。今後も随時内容を追加していきます。

1. 「電子車検証特設サイト」のコンセプト

車検証の電子化は自動車ユーザーや自動車関係の業務を担う方々にとっては大きな変更点となることから、電子車検証についてイラスト等を交えながらわかりやすく解説することを目的としております。

また、自動車ユーザー等が車検証の電子化に関する必要な情報を入手できるよう、電子車検証に関する情報や所要のアプリの入手方法等の情報を集約しました。

2. 「電子車検証特設サイト」に掲載されている主なコンテンツ

●電子車検証について

令和5年1月より交付される電子車検証の仕様や記録事項等を掲載

●車検証閲覧サービスについて

電子車検証のICタグ情報の閲覧・参照及び車検証情報を電子ファイルでダウンロードするためのアプリについての説明やダウンロード方法等を掲載

●記録等事務代行サービスについて

サービスについての説明やサービスの実施可能な事業者の一覧表等を掲載

※サイトの画面イメージについては別紙をご覧ください。

3. 「電子車検証特設サイト」のURL・二次元コードはこちら（パソコン・スマホ共通）

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>



4. 参考

車検証電子化に関する制度面の詳細につきましては、令和4年5月20日付け「道路運送車両法施行規則等の改正について～車検証電子化による券面記載事項の変更・記録等事務の委託手続等を定めました～」も併せてご参照ください。

⇒https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000131.html

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局自動車情報課 鈴木、伊堂寺、近藤 03-5253-8111（内線 42115）
直通：03-5253-8588 FAX:03-5253-1639

トップページ(※PCのイメージ)



メインビジュアル部

対象者選択部

お知らせ部

リーフレット部

P4へ

スマホ画面



※画面の構成はPC版と同じです。

メインビジュアル部の画面遷移



自動車ユーザー向けページ(※PCのイメージ)



●電子車検証の仕様や記録事項についてご説明しています

(画面イメージ)

②記載情報の変更

電子車検証では、変更登録等による記載事項の変更を伴わない基礎的情報 (A) のみの記載となります。その他の車検証情報はICタグ (B) に格納されます。ICタグに格納された情報は、汎用のカードリーダーや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。二次元コードは券面に印字しますが、従来二次元コードから取得可能であった情報のうち、「自動車検査証の有効期間」のみ確認することはできません。(C)



●閲覧アプリの概要や使い方をご説明しています

(画面イメージ)

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	車検証原本を所持する者又は提示を受けられる者
動作環境	PC : Windows 10 バージョン21H1、21H2 Windows 11 バージョン21H2 スマートフォン : iOS 14,15、Android 9,10,11,12
主な機能	・車検証情報の閲覧 ・車検証情報ファイルの出力・保存 (※オンライン環境でのみ可能) ・リコール情報等の確認 (※オンライン環境でのみ可能)

※今後使い方についての動画も追加予定です

事業者向けページ(※PCのイメージ)



- 記録等事務代行サービスの概要、サービス提供者（記録等事務代行者）になるための手続き、サービス提供者となった場合に利用するアプリについてご説明しています。

(画面イメージ)

■ 記録等事務代行者になるには

特定記録当事務/特定変更記録等事務の委託を受けるには運輸管理部長もしくは運輸支局長の承認を受ける必要があります。申請手続き、申請に必要となる書類については下記の記録当事務代行ポータルリンクよりご確認ください。



記録等事務代行サービスポータルサイト

記録等事務代行ポータルサイトは電子車検証の運用が開始される令和5年1月より開設致します。開設後はオンラインによる記録等事務代行業務の委託申請を行うことが可能となります。

開設前に委託申請を行われる場合は、下記を参照のし手続きを行ってください。

申請される方へ重要なお知らせ

※特定記録等事務及び特定変更記録事務の呈送を行うには、令和5年1月以降に交付される電子申請書が必要となります。

※令和5年1月以降換装用等において、新規検査、継続検査、構造等変更検査及び登録手続き等、従来の「自動車検査証」が交付される手続きを行った場合に電子申請が交付されます。

また、添付申請については、令和5年1月からオンライン化する予定です。

紙の申請より便利になりますので、オンライン申請を是非ご利用下さい。

なお、紙による添付申請に不備がある場合には時間がかかりますので、ご理解ください。

[記録等事務委託制度について](#) >

委託を受けた事業者については下記「記録等事務代行者一覧」を参照してください。

■ 記録等事務代行アプリについて

記録等事務代行者において車検証の更新、検査標章等の発行を行うためには、国土交通省から提供する「記録等事務代行アプリ」をインストールし、作業を行う必要があります。

利用開始時期	2023年1月
サービス時間	24時間365日 ※メンテナンス等で一時的にご利用できなくなることがございます。
利用可能者	記録等事務代行者（特定記録等事務代行者及び特定変更記録事務代行者）
動作環境	PC：Windows 10、Windows11
主な機能	・車検証明書の更新 ・自動車検査証記録事項概要、検査履歴等の印刷・発行 (車検証明書の更新にはICカードリーダーが必要です。また、印刷にはプリンターが必要です。)

利用の流れ



[※Gサイズ10について詳細はこちら>](#)

2023年1月4日より

車検証が電子化されます



電子車検証でここが変わる！



A6サイズで
コンパクト



車検証情報は
アプリで確認



記録等事務代行サービスで
一部手続きが出頭不要



周知用リーフレット(裏面)

電子車検証とは？

2023年1月4日より自動車検査証を電子化し、必要最小限の記載事項を除き自動車検査証情報はICタグに記録します。ICタグの情報は汎用のカードリーダーが接続されたPCや読み取り機能付きスマートフォンで参照可能です。



表



裏

車検証閲覧アプリ



電子車検証の券面には、有効期間や使用者住所、所有者情報が記載されないため、ユーザーや関係事業者は、車検証閲覧アプリを活用して当該情報を確認することができます。

アプリのインストール方法は
準備でき次第特設サイトでご案内します

事業者の皆様へ 記録等事務代行サービス



電子車検証に搭載されているICタグの記録情報の書き換えのみの継続検査や変更記録手続きの場合、運輸支局等から委託を受けた記録等事務代行者は運輸支局等への出頭は不要となります。運輸支局長等から委託を受けた記録等事務代行による電子車検証の記録事項の書き換え及び検査標章その他帳票の印刷を可能とする記録等事務代行サービスを新たに構築します。



電子車検証特設サイト

<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/>

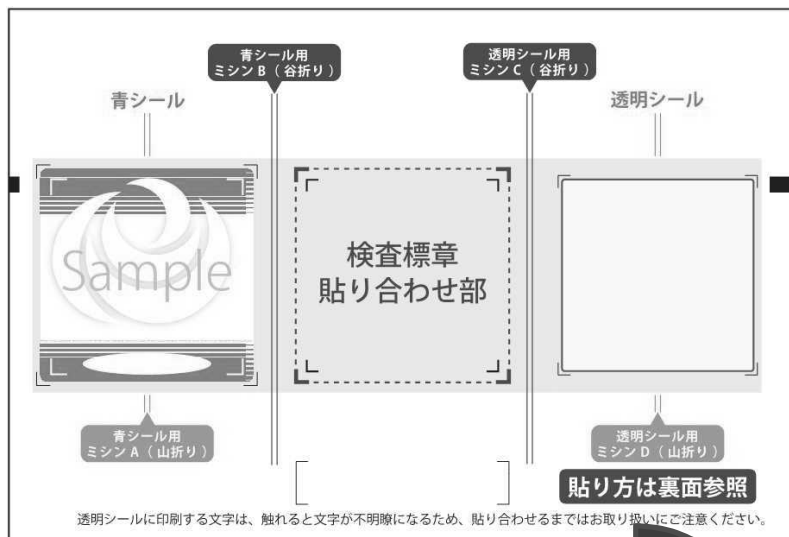
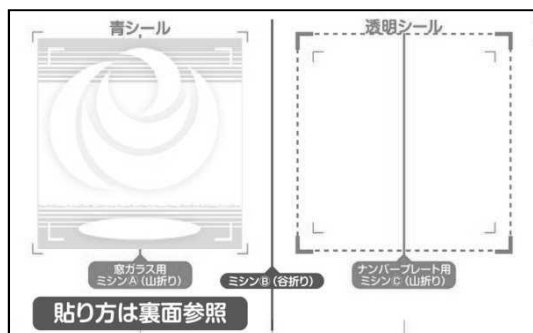


※リーフレットデザインは制作中のため変更になる可能性があります。

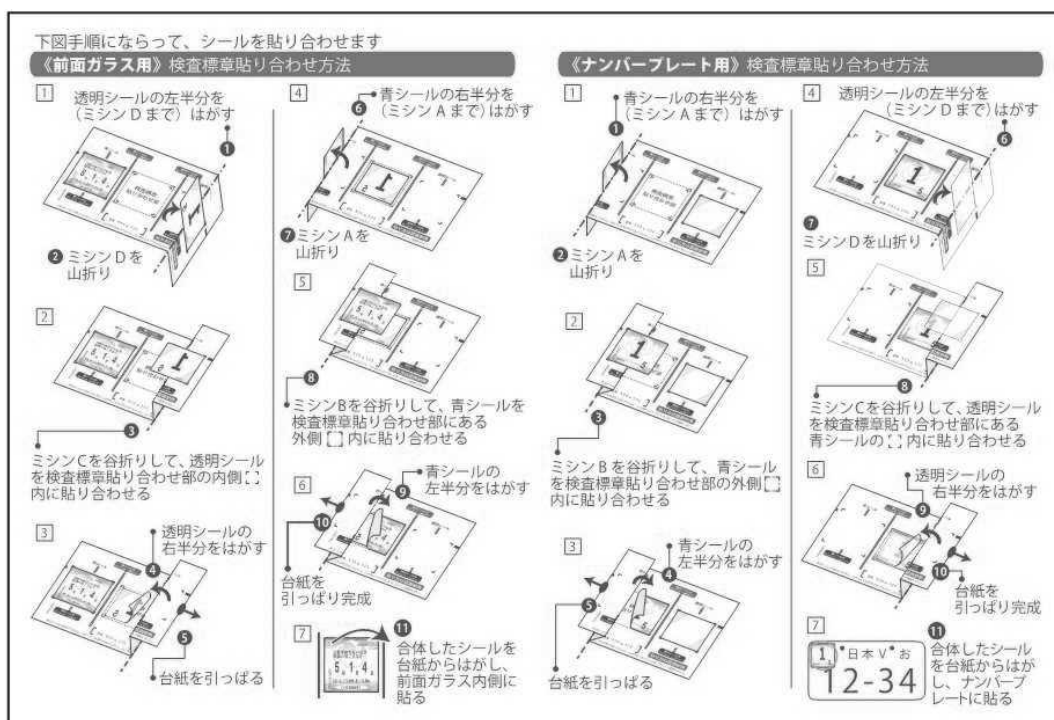
令和5年1月より 検査標章の台紙が変わります

R5年1月～（はがきサイズ）

～R4年12月



台紙の裏面に貼り合わせ方が記載されています



動画での説明はこちら↓

●【フロントガラス用】検査標章貼り合わせ方法解説

<https://youtu.be/vFkgrp3TxN4>

●【ナンバープレート用】検査標章貼り合わせ方法解説

<https://youtu.be/zNfgJEQqN4Y>

二次元コード↓

フロント
ガラス用



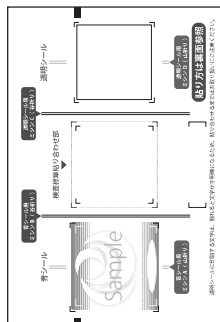
ナンバー
プレート用



国土交通省自動車局整備課

新しい自動車検査標章の貼り方

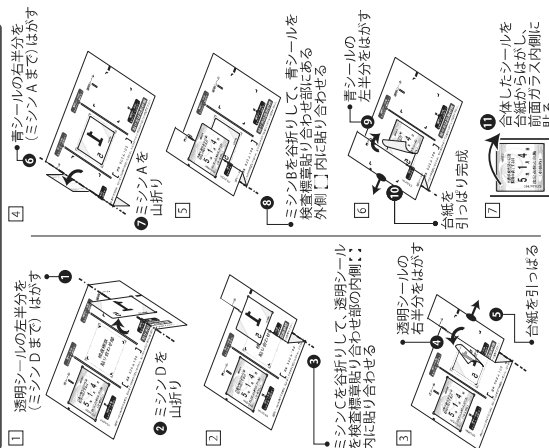
令和5年1月より新しくなった検査標章は台紙裏面の説明や動画にて貼り方をご参照ください。



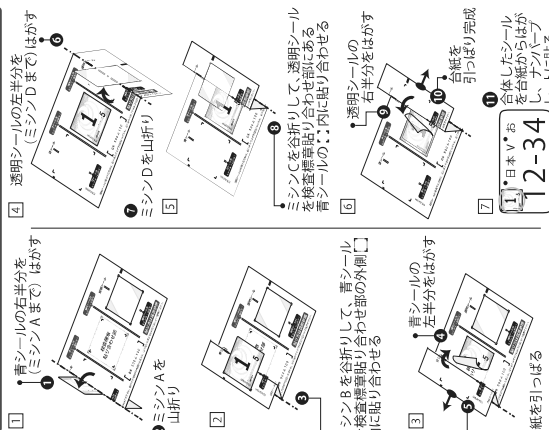
新・自動車検査標章 (表面)

下図手順にならって、シールを貼り合わせます

《前面ガラス用》検査標章貼り合わせ方法



《ナンバープレート用》検査標章貼り合わせ方法



新・自動車検査標章 (裏面)

貼り方の手順は動画でもご確認ください

前面ガラス用



https://youtu.be/wD_H5veNlyek

ナンバープレート用

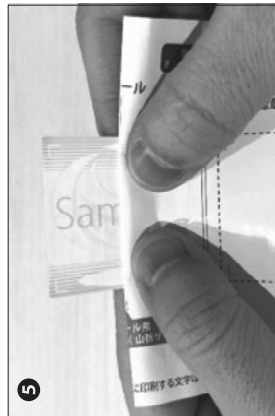
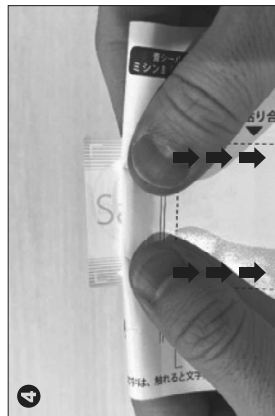
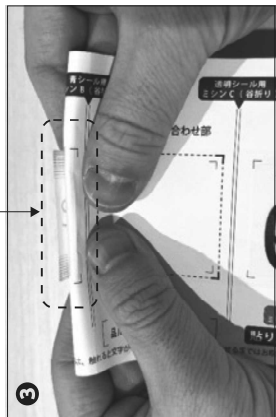


<https://youtu.be/pi2-dtUPFaU>

＜シールの剥がし方＞



台紙を上図のように曲げてシールの端をゆっくりと立ち上げます。(ミシン目は折りません)



シールの端が立ち上がったたら、台紙をゆっくりと下に引き剥がします。

◆ 剥がし方の注意点 ◆

台紙を強く握ってシールを押し出すと、台紙がシールに残るおそれがあります。



令和 4 年 1 0 月 2 8 日

自 動 車 局

自動車情報課・整備課

「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」を閣議決定

自動車の新規検査等を申請する者が納める手数料の額を改定する「道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

自動車の検査及び登録手続に係る道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）関係の手数料は、実費を勘案して定めることとされ（同法第 102 条）、道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号。以下「令」という。）において具体的に定められています。

今般、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）により導入予定である「自動車検査証の電子化」等への対応に伴う歳出の増加が発生することから、実費を勘案し、これらに係る手数料の額について所要の改正を行う必要があります。

2. 概要

- ①国又は軽自動車検査協会（以下、「協会」という。）に納めなければならない自動車検査証の再交付に係る手数料の額を改定します（令第 1 条関係）。
- ②国又は協会に納めなければならない検査手続に係る手数料の額を改定します（令第 2 条関係）。
- ③自動車技術総合機構が基準適合性審査を行う検査手続を受ける場合において、国に納めなければならない自動車検査証の交付に係る手数料の額を改定します（令第 3 条関係）。

3. スケジュール

公布：令和 4 年 1 1 月 2 日（水）

施行：令和 5 年 1 月 1 日（日）

【問い合わせ先】

国土交通省 自動車局 自動車情報課 手嶋、伊堂寺、高橋、林

電話：03-5253-8111（内線 42114） FAX：03-5253-1639

整備課 杉崎、杉本

電話：03-5253-8111（内線 42427） FAX：03-5253-1639

令和5年1月1日以降の自動車検査手続きに関する手数料一覧（その1）

申請種別	自動車の種別	納付先・金額		
		国／軽検協	自動車機構	合計
新規検査（OSS申請を除く）	持込検査	普通自動車	500円	2,100円
		小型自動車	500円	2,000円
		小型自動車（二輪）	500円	1,600円
		大型特殊自動車	500円	1,700円
		軽自動車	1,900円	400円
	完成検査終了証の提出	普通自動車	1,500円	400円
		小型自動車	1,500円	400円
		小型自動車（二輪）	1,400円	—
		大型特殊自動車	1,500円	—
		軽自動車	1,500円	400円
	保安基準適合証の提出（※）	普通自動車	1,300円	400円
		小型自動車	1,300円	400円
		小型自動車（二輪）	1,300円	—
		大型特殊自動車	1,300円	—
		軽自動車	1,300円	400円
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	500円	1,300円
		小型自動車	500円	1,300円
		小型自動車（二輪）	500円	900円
		大型特殊自動車	500円	900円
		軽自動車	1,400円	400円

申請種別	自動車の種別	納付先・金額		
		国／軽検協	自動車機構	合計
継続検査（OSS申請を除く）	持込検査	普通自動車	500円	1,800円
		小型自動車	500円	1,700円
		小型自動車（二輪）	500円	1,300円
		大型特殊自動車	500円	1,400円
		軽自動車	1,800円	400円
	保安基準適合証の提出	普通自動車	1,400円	400円
		小型自動車	1,400円	400円
		小型自動車（二輪）	1,200円	—
		大型特殊自動車	1,400円	—
		軽自動車	1,400円	400円
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	500円	1,300円
		小型自動車	500円	1,300円
		小型自動車（二輪）	500円	900円
		大型特殊自動車	500円	900円
		軽自動車	1,400円	400円
	限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出	普通自動車	1,200円	400円
		小型自動車	1,200円	400円
		小型自動車（二輪）	1,200円	—
		大型特殊自動車	1,200円	—
		軽自動車	1,200円	400円

（※）限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む。

令和5年1月1日以降の自動車検査手続きに関する手数料一覧（その2）

申 請 種 別		自 動 車 の 種 別	納 付 先 ・ 金 額		
			国 / 軽 検 協	自 動 車 機 構	合 計
新規検査（OSS）	完成検査終了証の提出	普通自動車	1,300円	400円	1,700円
		小型自動車（二輪を除く）	1,300円	400円	1,700円
		大型特殊自動車	1,300円	—	1,300円
		軽自動車	1,300円	400円	1,700円
継続検査（OSS）	保安基準適合証の提出	普通自動車	1,200円	400円	1,600円
		小型自動車（二輪を除く）	1,200円	400円	1,600円
		大型特殊自動車	1,200円	—	1,200円
		軽自動車	1,200円	400円	1,600円

申 請 種 別		自 動 車 の 種 別	納 付 先 ・ 金 額		
			国 / 軽 検 協	自 動 車 機 構	合 計
予備検査	持込検査	普通自動車	500円	2,100円	2,600円
		小型自動車	500円	2,000円	2,500円
		小型自動車（二輪）	500円	1,600円	2,100円
		大型特殊自動車	500円	1,700円	2,200円
		軽自動車	1,900円	400円	2,300円
	保安基準適合証の提出（※）	普通自動車	1,300円	400円	1,700円
		小型自動車	1,300円	400円	1,700円
		小型自動車（二輪）	1,300円	—	1,300円
		大型特殊自動車	1,300円	—	1,300円
		軽自動車	1,300円	400円	1,700円
	限定自動車検査証での持込検査	普通自動車	500円	1,300円	1,800円
		小型自動車	500円	1,300円	1,800円
		小型自動車（二輪）	500円	900円	1,400円
		大型特殊自動車	500円	900円	1,400円
		軽自動車	1,400円	400円	1,800円
構造等変更検査		普通自動車	500円	2,100円	2,600円
		小型自動車	500円	2,000円	2,500円
		小型自動車（二輪）	500円	1,600円	2,100円
		大型特殊自動車	500円	1,700円	2,200円
		軽自動車	1,900円	400円	2,300円

（※）限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車を含む。

申 請 種 別	納 付 先 ・ 金 額	
	国／軽検協	
自動車検査証再交付	350円	

事 務 連 絡
令和4年12月23日

(一社) 日本自動車整備振興会連合会 事業部長 殿

自動車局自動車情報課 登録班長
整備課 検査班長
事業班長

検査登録手数料等のクレジットカード納付に伴う窓口確認業務等について

令和5年1月より、自動車重量税、検査登録手数料、NALTEC手数料を含めたクレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が導入されることに伴い、検査窓口における運用を「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け、自車第880号）」（以下、「実施要領」という。）において定めたところです。

つきましては、自動車技術総合機構の審査を伴う申請時及び指定自動車整備事業者における保安基準適合証等による申請時においては下記1. によるよう貴会会員に対し指導いただくとともに、2. により貴会会報誌等により周知願います。

1. 受検者における事前決済登録及び記載方法について（関係資料：別紙1～3）

(1) 自動車技術総合機構の審査を伴う申請

- ・キャッシュレス決済を希望する際は、申請者（支払者）は事前に「くるまの保有関係手续お支払い情報登録サービス」により事前決済情報の登録を行うこと。
- ・上記の場合は自動車検査票の手数料納付箇所に「キャッシュレス決済」、「支払い受付番号」、「業務種別（新規、継続 等）」を記載すること。

(2) 指定自動車整備事業者による保安基準適合証（紙・電磁的方法）での申請

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」の旨の記載があることを確認すること。

2. 上記1. に関する周知文等

(1) 自動車総合機構の審査を受検する場合のキャッシュレス決済に関する事前決済登録情報の登録と自動車検査証への記載（別紙1）

(2) 指定自動車整備事業者のキャッシュレス申請時の記載に関する周知文（別紙2）

キャッシュレス決済を利用される方は 「事前決済登録情報」を記載願います！

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です。

自動車技術総合機構の審査を受検する場合は、支払者に決済情報を確認し、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載いただきますようご協力をお願いします。

【自動車検査票（手数料納付欄）への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁が通知）
- ・「業務種別」（新規、継続 等の検査の種別）

・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

キャッシュレス決済を利用する際は、適合証に「キャッシュレス」記載願います！

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

ご利用される場合、支払者が事前に「くるまの保有関係手続お支払い情報登録サービス」により決済情報の登録が必要です

継続検査の申請（OSSを除く）であって、キャッシュレス決済をされる方は、保安基準適合証や申請書に以下の記載をしていただき申請をお願いします。

【保安基準適合証での申請の場合】（紙・ハイブリッド）

- ・申請書の余白部に「キャッシュレス」と記載

・キャッシュレス

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

キャッシュレス決済を利用される方は 必ず「受付窓口」にお越してください！

これまで印紙や証紙による手数料支払い方法に加え、令和5年1月より、クレジットカードによる一括決済（以下、「キャッシュレス決済」という。）が利用できることとなりました。

キャッシュレス決済をされる方は、事前決済登録情報の確認のため、お手数ですが、「受付窓口」までお越し願います。

また、自動車技術総合機構の審査を受検される場合は、自動車検査票（手数料納付欄）に以下の情報をご記載願います。

【自動車検査票への記載】

（継続検査、構造等変更検査においては自動車検査票）

- ・「キャッシュレス決済」
- ・「支払受付番号」（お支払い情報登録サービスにより17桁の数値が提供）
- ・「業務種別」（新規、継続等の検査の種別）

・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

検査手数料等の納付について (キャッシュレス情報が確認できません)

継続検査において、キャッシュレス決済の事前登録内容が確認できませんでした。

以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、キャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査の場合)

・キャッシュレス決済
・支払受付番号(17桁)
業務種別

(指定工場の場合)

・キャッシュレス

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

検査手数料等の納付について (決済額が同意金額の上限額を超過しています)

継続検査において、申請いただきました検査手数料等のキャッシュレス決済時において、実際の決済金額が、事前に登録していただいている「同意金額」を超過しましたので、以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

- ① 支払者に事前支払い情報の「同意金額」の上限を再設定する。
(実際の決済額以上の設定)
- ② キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(検査手数料等、全て印紙払いとなります。)

※ 運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

重量税の納付方法について (既に検査手数料等の決済がされています)

継続検査の申請をいただいたところですが、既に登録していただいているキャッシュレス決済内容は、「検査手数料」・「技術情報管理手数料」として既に決済処理されています。

重量税の納付につきまして以下のいずれかを選択して申請をお願いいたします。

①キャッシュレス決済を行う場合は、新たにキャッシュレス決済の事前支払い情報の登録を行い、キャッシュレス登録内容を自動車検査票等に記載する。(下図参照)

②キャッシュレス決済を行わず、印紙を貼付する。
(重量税は印紙払いとなります。)

※運輸支局等職員に選択した内容についてお伝えください。

(持込検査)



重量税

- ・キャッシュレス決済
- ・支払受付番号(17桁)
- ・業務種別

国土交通省自動車局 整備課
〇〇運輸支局

国自整第 212 号の 3

令和 4 年 1 月 26 日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について

令和 5 年 1 月以降の委託申請等については、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自情第 44 号・国自整第 50 号、以下「局長通達」という。）における「特定記録等事務」について以下のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、令和 5 年 1 月 4 日以降に提出される委託申請については本通達によるものとしますが、令和 5 年 1 月 4 日までに提出された郵送等オンライン以外の方法による申請で手続きが完了に至っていないもの及び令和 5 年 1 月時点においてオンライン化していない手続きについては当分の間「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和 4 年 5 月 20 日付け国自整第 52 号、以下「書面申請通達」という。）によることとします。

また、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

**特定記録等事務代行制度におけるオンラインでの委託申請等に係る
「特定記録等事務代行等委託要領」の運用**

局長通達第 5 条第 1 項

- ・ 特定記録等事務の委託を受けようとする者は、委託申請等をオンラインにて処理するためのシステム（「記録事務代行ポータルサイト」、以下「ポータルサイト」という。）により申請を行うこととする。
- ・ 特定記録等事務と特定変更記録事務の委託を同時に受けようとする者にあつては、特定記録等事務の委託を受ける運輸支局長と特定変更記録事務の委託を受けようとする代表運輸支局長が同一の場合に限り同時に申請することができるものとする。
- ・ 特定記録等事務の委託申請をした者は、当該申請による委託を受けるまでの間は、特定変更記録事務の委託申請及び当該申請に含まれない軽自動車検査協会に対して申請を行うことはできないものとする。

局長通達第 5 条第 3 項

- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている者が申請する場合、先に委託を受けた際に付与された委託番号をポータルサイトの様式に入力するものとする。

局長通達第 6 条第 1 項

- ・ 審査は、委託申請の承認・却下・補正指示等を行う専用の web サイト（以下「委託申請審査システム」という。）において行うものとする。
- ・ 検査対象軽自動車に係る事務を委託の範囲に含める旨の申請があつたときは、運輸支局長は委託申請審査システムを通じて審査結果を共有するものとする。
- ・ 申請者に対して補正を求める場合、運輸支局長は委託申請審査システムを通じて補正すべき理由を記載したうえで「補正指示」を行うものとする。
- ・ 軽自動車検査協会より、申請の「差戻し」を受けた運輸支局長は、申請者に対して委託申請審査システムを通じて「補正指示」を行うものとする。
- ・ 補正指示内容は申請者が登録したメールアドレスに通知され、当該通知を受けた申請者は、運輸支局長に対してポータルサイトを通じて申請内容の補正を行うものとする。
- ・ 運輸支局長は、補正内容を確認するとともに、当該補正が適切なものである場合は補正結果を軽自動車検査協会に委託申請審査システムを通じて共有するものとする。
- ・ 運輸支局長は、申請者から委託申請の取り下げや委託要件を満たしていないなどの理由により、当該申請について委託しないことを決定した場合は、委託申請審査システム上で「却下」の処理を行うこととする。

局長通達第 6 条第 2 項

- ・ 検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合に局長通達同条第 1 項の要件をすべて

満たしていると認めたときに軽自動車検査協会に対して行う通知は、委託申請審査システムを通じて当該申請の「承認」をもってこれに替えるものとする。

局長通達第6条第3項

- ・ 局長通達第6条第1項(1)ウに該当する者であるかの問合せについて、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システムを通じて審査結果を共有することで回答に替えることができるものとする。なお、検査対象軽自動車のみの委託を受ける場合にあっては、その他適切な方法により回答するものとする。

局長通達第8条

- ・ 運輸支局長が申請を「承認」したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムにて「通知」を行うことにより、申請者に対してポータルサイトに登録されたメールアドレスに委託書を添付したメールを送付するものとする。なお、委託書に記載する固有の委託番号は、委託申請審査システムより自動的に払い出される番号とする。
- ・ 運輸支局長は、検査対象軽自動車に係る申請が同時に行われた場合は、委託申請審査システム上で軽自動車検査協会の審査結果を確認し、審査結果が「承認」となった場合は委託申請審査システムを通じて委託書を交付するものとする。
- ・ 既に特定変更記録事務の委託を受けている者又は軽自動車検査協会から特定記録等事務の委託を受けている者から申請があった場合において、当該申請を受けた運輸支局長が申請を承認したときは、当該運輸支局長は、委託申請審査システムを通じて当該記録等事務代行者に申請内容を反映した委託書を交付するものとする。
- ・ 委託書の交付は、申請を受理した日から概ね30日程度で行うものとする。

局長通達第13条第2項及び第6項

- ・ 本省は、委託申請審査システムより運輸支局長が作成した特定記録等事務代行者に関する記録を収集し、特定記録等事務代行者の名称及び住所等を本省が管理するホームページに掲載することとする。

局長通達第14条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の13の規定による事業場の位置を変更しようとするときは、概ね30日前までにポータルサイトを通じて申請を行うものとする。
- ・ 変更申請があったときは、運輸支局長は局長通達第5条第2項、第3項、第6条第1項(2)、(3)、(4)及び第2項に準じて処理を行うものとする。
- ・ 変更申請を承認したときは、運輸支局長は、委託申請審査システムに内容を登録し、当該特定記録等事務代行者に承認内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第15条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の14の規定による変更をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。

- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出内容を反映した委託書を交付するものとする。

局長通達第16条

- ・ 特定記録等事務代行者は、施行規則第49条の15の規定による委託業務の廃止をしようとするときは、概ね7日前までにポータルサイトを通じて届出を行うものとする。なお、当該届出には委託業務の廃止日を入力するものとする。
- ・ 運輸支局長は、当該届出を受理した場合は、申請者に対し、委託申請審査システムを通じて、ポータルサイトに登録されたメールアドレスに当該届出を受理した旨のメールを送付するものとする。
- ・ 運輸支局長は、特定記録等事務代行者が入力した委託業務の廃止日が到来したことをもって、当該特定記録等事務代行者が記録等事務代行アプリを使用することができないようにするものとする。

(附則)

局長通達第13条第2項及び第6項関係

- ・ 手続きをオンライン化するまでの間は、局長通達第13条第2項及び第6項の規定を達成するために本省は該当運輸支局長に対して、適宜該当する特定記録等事務代行者に関する記録の提出を求めるものとする。

国自整第209号の3
令和4年12月26日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱いについて

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）に基づく準備行為のため定められた、「特定記録等事務代行等委託要領」（令和4年5月20日付け国自情第44号・国自整第50号、以下「局長通達」という。）第11条及び第12条に係る特定記録等事務代行者が行う検査標章の交付事務に係る取扱いについて、別添のとおり運用することとしましたので、傘下会員に周知をお願い致します。

なお、本件につきましては、各地方運輸局自動車技術安全部長、沖縄総合事務局運輸部長及び軽自動車検査協会検査部長に別紙のとおり通知していることを申し添えます。

特定記録等事務代行制度における検査標章に係る取扱い

1. 検査標章の配付及び受領

- (1) 特定記録等事務代行者は、検査標章配付申請書兼受領書（別記様式1）に申請年月日、申請者名、配付希望枚数等の必要事項を記入し、委託を受けた運輸支局長に提出しなければならない。この場合において、施行規則第49条の4第1項第1号の申請を行う自動車検査登録事務所に提出することができるものとする。いずれにおいても提出先は1か所とする。なお、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者においては、事業場の所在地を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に提出しなければならない。

申請の際は、委託書の写し及び検査標章授受出納簿（事業者用）（別記様式2）の写し（初回申請時を除く）を提示するものとする。

- (2) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者から検査標章配付申請書兼受領書の提出があった場合は、次に掲げる確認等を行い、内容が適切な場合は申請書の余白部分に受付日付印を押印した上で、検査標章を配付することとする。なお、自動車検査登録事務所に検査標章配付申請書兼受領書が提出された場合は、自動車検査登録事務所において、同様の確認等を行い、内容が適切な場合は検査標章を配付することとする。

特定記録等事務の委託を受けて初めて提出された申請については、次に掲げる確認事項にかかわらず、当分の間、配付枚数は原則一律100枚とする。この場合、希望枚数算出根拠の記載は不要とする。

イ 特定記録等事務代行者から提出された検査標章配付申請書兼受領書に記載の不備等がないか確認すること。

ロ 希望枚数算出根拠が適切であるかを確認し、希望枚数を配付すること。希望枚数算出根拠が不適切であることが判明したときは、配付しないものとする。この場合において、希望枚数が当該事業場の前年度同時期における3ヶ月間の継続検査業務量に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）を超える場合（直近3ヶ月の間に複数回申請があった場合は、その配付枚数を含めて判断するものとする。）又は前回配付した検査標章の使用実績を3ヶ月間の使用枚数に換算した値に1.1を乗じた値（100未満切り上げ）を超える場合は、希望枚数算出根拠が不適切であるものとして補正を求めるものとする。ただし、個別の状況を鑑み、適切に算出できると認められる別の方法が示された場合は、当該算出方法により判断しても差し支えない。なお、前年度の実績が無い場合や事業規模の変更等により、業務量の変化が見込まれる場合等は、使用予測枚数及びその理由を記載させるものとする。検査標章を配付する枚数は、在庫状況や申請者の残枚数を考慮し、調整することができる。

- (3) 検査標章を受領した者は、検査標章配付申請書兼受領書の受領者氏名欄に記名しなければならない。

2. 検査標章の管理

- (1) 運輸支局長は、特定記録等事務代行者に、検査標章授受出納簿（事業者用）を作成させ、検査標章の出納状況を明らかにさせることとする。作成に当たっては、受入れ、交付、き損、紛失等出納事由を明らかにさせるものとする。
- (2) 特定記録等事務責任者は、検査標章を受領した際は、直ちに受領した検査標章の数量等を確認し、検査標章授受出納簿（事業者用）に必要事項を記入しなければならない。この場合において、受領した単位に応じて、箱又は束ごとに付された番号を記入することとしても差し支えない。

・大箱番号の例：L X X 0 0 0 0 1

・小箱番号の例：S X X 0 0 0 0 1

・束番号の例：T X X 0 0 0 0 0 1

・検査標章番号の例：X X 0 0 0 0 0 0 0 1

※Xは西暦の下二桁

- (3) 運輸支局長は、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付け自車第880号）」別添「自動車検査業務実施要領」6-1に規定されている検査標章授受出納簿以外に特定記録等事務代行者に係る検査標章授受出納簿（運輸支局用）（別記様式3）を作成し、検査標章の出納状況を明確に記録しておかなければならない。受入欄の記入については、特定記録等事務代行者から検査標章の返納があった場合に行うものとする。なお、自動車検査登録事務所で配付等を行った場合は、自動車検査登録事務所において検査標章授受出納簿（運輸支局用）を作成し、同様に扱うものとする。
- (4) 運輸支局長は、自動車検査登録事務所に対し、(3)に規定する方法により記録した出納状況を検査標章納入予定月の前月10日までに報告させるものとする。

3. 検査標章の保管等

- (1) 特定記録等事務責任者は、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に検査標章を保管しなければならない。
- (2) 特定記録等事務代行者は、き損した検査標章を検査標章授受出納簿（事業者用）とともに保存しなければならない。

4. 各種届出等

- (1) 特定記録等事務代行者は、検査標章を紛失したときは、直ちにその年月日、枚数及び理由その他必要事項を検査標章紛失届出書（別記様式4）に記入し、特定記録等事

務の委託を受けた運輸支局長に届け出なければならない。この場合において、検査対象軽自動車に係る特定記録等事務のみ委託を受けている特定記録等事務代行者にあっては、軽自動車検査協会に届け出なければならない。

- (2) 特定記録等事務代行者は、印刷前の検査標章で不良のものがあつた場合は、受領した運輸支局又は自動車検査登録事務所に返納しなければならない。
- (3) 運輸支局長は、返納された検査標章を確認し、検査標章授受出納簿（運輸支局用）に必要事項を記入すること。同様の不良の形態が頻発している場合は本省に報告することとする。なお、自動車検査登録事務所に返納された場合も同様の扱いとし、同様の不良の形態が頻発している場合は運輸支局長に報告することとする。本省に報告する必要があると判断した検査標章については、運輸支局又は自動車検査登録事務所においてさい断、せん孔等再使用を防止する措置を講じて廃棄するものとする。

5. 保存期間

- (1) 特定記録等事務代行者は、作成した検査標章授受出納簿（事業者用）を記録した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。
- (2) 運輸支局長は、作成した検査標章授受出納簿（運輸支局用）を記録した日から3年を経過した日の属する年度の末日まで保存しなければならない。自動車検査登録事務所で作成した検査標章授受出納簿（運輸支局用）については、自動車検査登録事務所において同様に保存するものとする。
- (3) 運輸支局長は、提出があつた検査標章配付申請書兼受領書を提出された日の属する年度の翌年度の末日まで保存しなければならない。自動車検査登録事務所に提出があつた検査標章配付申請書兼受領書については、自動車検査登録事務所において同様に保存するものとする。

附則（令和４年１２月２６日 国自整第２０９号）

- １．本取扱いは、令和４年１２月２７日から施行する。ただし、別記様式１については、令和５年１月３１日までの間、令和４年１２月２６日付け、国自整第２１０号による改正前の「特定記録等事務代行制度における準備行為期間中の委託申請等に係る「特定記録等事務代行等委託要領」の運用について」（令和４年５月２０日付け国自整第５２号）に規定する別記様式３に必要事項を追記したものを使用してもよい。
- ２．検査対象軽自動車のための委託を受けた特定記録等事務代行者については、令和５年１１月３０日までの間、本取扱いは適用しない。

「装置型式指定実施要領について（依命通達）」等の一部改正について

令和 4 年 1 月
自動車局
審査・リコール課
整備課

1. 改正の背景

今般、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）の改正等に伴い、以下に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正します。

- ・「装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）」（以下、装置型式指定実施要領）
- ・「自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日付自審第 1252 号）」（以下、型式認証実施要領）
- ・「共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年 6 月 30 日付国自審第 535 号）」（以下、多仕様自動車型式指定実施要領）
- ・「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）（以下、検査業務等実施要領）

2. 改正の概要

（1）「装置型式指定実施要領」の一部改正

以下の協定規則の改訂に伴い、装置型式指定基準において直接引用している協定規則番号の改正を行います。

- ・「かじ取装置」に係る協定規則（第 79 号）
- ・「燃料タンク取付装置」に係る協定規則（第 134 号）

（2）「型式認証実施要領」および「多仕様自動車型式指定実施要領」の一部改正

重量車の新試験法を導入するにあたり、諸元表の記載要領等を改訂します。

（3）「検査業務等実施要領」の一部改正

令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車のうち、OBD 検査の対象となる自動車の自動車検査証の備考欄に、OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年月日を記載する規定を追加する。

（4）その他所要の改正を行います。

詳細は別紙参照

3. スケジュール

公布：令和 4 年 1 月 7 日

施行：令和 4 年 1 月 7 日

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日自動車第880号）

昭和36年11月25日付け自動車第880号
改正 令和4年1月7日付け国自審第1699号国自整第225号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
目次（略） 第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3－1～3－4－19（略） 3－4－20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。		目次（略） 第1章～第2章（略） 第3章 自動車の検査（事務関係） 3－1～3－4－19（略） 3－4－20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。	
記載を要する自動車		記載されるべき趣旨	記載例
1. ～41.（略）			
42. 令和3年10月1日（輸入自動車）にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕	OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日	

様自動車と同一である もの並びに二輪自動車、 側車付二輪自動車及び大型 特殊自動車を除く。）	OBD検査対象車である が、構造装置の改造等により、OBD検査 対象外となった自動車	OBD検査対象外車
(新設)	(新設)	(注) (略) 3-4-20 ~ 3-4-27 (略) 3-5 ~ 3-15 (略) 第4章 ~ 第6章 (略) 別表第1 ~ 第6号様式 (略) 別添1 (略) 別添2 (略) (新設)

附 則 (令和4年1月7日国自審第1699号国自整第225号)
公布の日から施行する

国自整第306号の3

令和4年3月31日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表

昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号

改正 令和 4 年 3 月 31 日付け国自整第 306 号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
目次（略）		目次（略）	
第 1 章～第 2 章（略）		第 1 章～第 2 章（略）	
第 3 章 自動車の検査（事務関係）		第 3 章 自動車の検査（事務関係）	
3-1～3-2-6（略）		3-1～3-2-6（略）	
<u>3-2-7 削除</u>		<u>3-2-7 製造過程自動車出荷検査終了証の取扱いは、次のとおりとする。</u>	
		<u>「製造過程自動車の型式認定に関する規程」（平成 26 年国土交通省告示第 120 号）（以下「製造過程自動車告示」という。）により型式について認定を受けた自動車について、新規検査及び予備検査（一時抹消登録を受けたものを除く。）の申請を受理する際には、「製造過程自動車出荷検査終了証」が添付されていることの確認を行うものとする。</u>	
3-2-8～3-3（略）		3-2-8～3-3（略）	
3-4（検査証等の記載事項等）		3-4（検査証等の記載事項等）	
3-4-1～3-4-3（略）		3-4-1～3-4-3（略）	
3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。		3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。	
<u>（削除）</u>		<u>（1）製造過程自動車告示により認定された車名及び型式</u>	
<u>（1）～（4）（略）</u>		<u>（2）～（5）（略）</u>	
<u>（5）</u> 「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日自技第 239 号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車（ <u>（3）、（4）、（7）及び（8）</u> ）ただし書の自動車並びに「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。		<u>（6）</u> 「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日自技第 239 号。以下「改造通達」という。）に定める改造自動車（ <u>（4）、（5）、（8）及び（9）</u> ）ただし書の自動車並びに「最大限に積載した ISO 規格の国際海上コンテナを輸送するために必要な改造に係る標準改造要領について」（平成 10 年 3 月 23 日自技第 60 号）別添標準改造要領による改造を行った自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする）。	
<u>（6）・（7）（略）</u>		<u>（7）・（8）（略）</u>	
<u>（8）</u> <u>前 7 号</u> 以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」		<u>（9）</u> <u>前 8 号</u> 以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式。ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」	
3-4-5～3-4-9（略）		3-4-5～3-4-9（略）	

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。 (略) 注 1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で<u>二輪自動車</u>、<u>側車付二輪自動車</u> <u>又は三輪のもの</u>にあつては、その旨 (例△△二輪、△△三輪) を附記すること。 注 2. (略) 3-4-11 (略) 3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第 44 号の技術的な要件 (同規則第 4 改訂版補則第 18 改訂版及びそれ以降の補則改訂版の規則 4、6 から 8、まで及び 15. に限る。) に定める基準に適合する同規則 2.1.2.4.2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る) を備える自動車のものに限り、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員＋小人定員／1. 5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量 (1kg 未満は切り捨て) の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。 (4) ～ (13) (略) 3-4-13～3-4-16 (略) 3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。 (1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。) でその総排気量が 0. 251 リットルから 0. 259 リットルまでのもの及び二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。) 以外の自動車で総排気量が 0. 661 リットルから 0. 669 リットルまでのものにあつては、それぞれ 0. 26 リットル及び 0. 67 リットルとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を 3. 14 とし、内径及び行程について 1/10 ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。 なお、総排気量が変化する構造を有する原動機 (気筒休止等により総排気量に変化するものをいう。) にあつては、最大値を用いるものとする。	3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。 (略) 注 1. 特種用途自動車及び大型特殊自動車で<u>二輪又は三輪のもの</u>にあつては、その旨 (例△△二輪、△△三輪) を附記すること。 注 2. (略) 3-4-11 (略) 3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定規則第 14 号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定規則第 44 号の技術的な要件 (同規則第 4 改訂版補則第 7 改訂版の規則 4、6 から 8、まで及び 15. に限る。) に定める基準に適合する同規則 2.1.2.4.2. に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る) を備える自動車のものに限り、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員＋小人定員／1. 5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量 (1kg 未満は切り捨て) の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは 12 才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは 12 才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。 (4) ～ (13) (略) 3-4-13～3-4-16 (略) 3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。 (1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。) でその総排気量が 0. 251 リットルから 0. 259 リットルまでのもの及び二輪自動車 (側車付二輪自動車を含む。) 以外の自動車で総排気量が 0. 661 リットルから 0. 669 リットルまでのものにあつては、それぞれ 0. 26 リットル及び 0. 67 リットルとする。 この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を 3. 14 とし、内径及び行程について 1/10 ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。
---	---

る。

(2) (略)

3-4-18~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ~17. (略)		
17-1. 3-4-15(1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であって、附属装置等装着時は17.に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。
18. ~21. (略)		
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ
23. ~44. (略)		

(注) (略)

3-4-21 ~3-4-27 (略)

3-5~3-11 (略)

3-12 (基準緩和認定により)自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記載された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 (略)

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期間等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定期間等について行うこと。

3-13~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

(2) (略)

3-4-18~3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものについては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. ~17. (略)		
(新設)	(新設)	(新設)
18. ~21. (略)		
(新設)	(新設)	(新設)
22. ~43. (略)		

(注) (略)

3-4-21 ~3-4-27 (略)

3-5~3-11 (略)

3-12 (基準緩和認定の際に)自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限が付された基準緩和自動車に係る継続検査等の取扱い)

3-12-1 (略)

3-12-2 当該基準緩和自動車に係る継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記載事項の変更は、職権により基準緩和の認定の期限について行うこと。

(新設)

3-13~3-15 (略)

第4章~第6章 (略)

別表第1～第6号様式 (略)	別表第1～第6号様式 (略)
別添1 (略)	別添1 (略)
別添2 (略)	別添2 (略)
附 則 (令和4年3月31日国自整第306号)	(新設)
1. 本改正は、令和4年4月1日から施行する。 2. 令和4年3月31日以前に既に登録を受けている自動車であつて、令和4年4月1日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、本改正による改正後の3-4-20 17-1.の規定を適用しないことができる。	

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和 4 年 3 月
自 動 車 局
整 備 課

1. 改正の背景

今般、特種用途自動車である側車付二輪自動車の自動車検査証の記載方法を明確化するため等、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付自車第880号）

2. 改正の概要

- （1）「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の改正において、Gマークを受けている事業所がGマークを失効した場合、新規緩和申請が必要となる改正を行うことに伴い、この新規緩和の認定書に伴う車検証備考欄の記載事項を変更する際、職権により認定期限等を入力することを規定する。
- （2）特種用途自動車である側車付二輪自動車にあつては、自動車検査証の車体の形状欄にその旨（例警察車二輪）を記入するとともに、自動車検査証の備考欄に「側車付オートバイ」と記載する旨規定する。
- （3）附属装置を装着している状態では土砂等を運搬しない自動車となる場合は、自動車の備考欄に「附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。」と記載方法を規定する。
- （4）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和4年3月31日（下旬）

施行：令和4年4月1日

国自整第 2 0 7 号の 3
国自情第 2 5 5 号の 3
令和 4 年 1 2 月 2 3 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 3 6 年 1 1 月 2 5 日付自車第 8 8 0 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表
昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号
改正 令和 4 年 12 月 23 日付け国自整第 207 号、国自情第 255 号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
目次（略）		目次（略）	
第 1 章（略）		第 1 章（略）	
第 2 章（略）		第 2 章（略）	
第 3 章 自動車の検査（事務関係）		第 3 章 自動車の検査（事務関係）	
3-1（略）		3-1（略）	
3-2（申請書の受理）		3-2（申請書の受理）	
3-2-1		3-2-1	
(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類（ <u>別添 3</u> ）に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。		(1) 自動車の検査に際し、申請書の提出があったときは、申請書及び添付書類に不備がないことを確認したうえ、当該申請書に受付日付印を押印して受理するものとする。この場合において、受理台帳の作成は要しないものとする。	
(2)（略）		(2)（略）	
3-2-2～3-2-3（略）		3-2-2～3-2-3（略）	
3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。		3-2-4 検査の申請を受理する際には、次の書面を確認し、当該書面を自動車機構に対し提示するよう指示するものとする。	
(1)（略）		(1)（略）	
(2) 保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする <u>自動車検査証（以下「検査証」という。）の変更記録</u> の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し		(2) 保安基準第 54 条の規定により臨時乗車定員が定められたことを事由とする <u>検査証の記入</u> の申請がある場合には「自動車運送事業等運輸規則の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の施行について（依命通達）」（昭和 36 年 4 月 10 日自総第 246 号）により地方運輸局長が交付した「臨時乗車定員を定めた旨を証する書面」又はその写し	
臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。		臨時乗車定員が定められている自動車について、新規検査の申請がある場合も同様とする。	
(3)～(4)（略）		(3)～(4)（略）	
3-2-5 手数料納付書（ <u>自動車検査票の検査手数料納付書欄を含む。以下同じ。</u> ）に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手		3-2-5 手数料納付書に貼付された手数料の自動車検査登録印紙は道路運送車両法関係手	

手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）に規定する額の印紙が貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって 3-2-1 及び 3-3-1 の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。
なお、保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出に係る申請があった場合は当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証の余白部に、電磁的方法により保安基準適合証が提出された場合は、自動車重量税納付書の余白部に貼付して納付させるものとする。

また、印紙の貼付がなく、クレジットカード決済による納付（以下、「キャッシュレス決済」という。）を行う旨の申告があった場合は、手数料納付書に記載されたキャッシュレス決済である旨、対象手続き（業務種別）及び支払受付番号について、電子情報処理組織等にて事前決済情報登録を確認するものとし、事前決済情報登録が確認できた場合は、手数料納付書に受付日付印を押印することとする。なお、保安基準適合証による申請があった場合には、申請書の余白部分に記載されたキャッシュレス決済である旨を確認するものとする。

3-2-5-1（略）

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車に予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。ただし、自動車検査受付装置により検査の予約確認がなされた場合であって、手数料の納付がキャッシュレス決済の場合にあっては、予約確認を行った後、運輸支局等の窓口において事前決済情報登録の確認を行い、3-2-5 に定める方法に準じた対応を行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8（略）

3-3（審査依頼）

3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えること

貼付されていることを確認し、朱印、青インク又は黒インクを用い、消印官署及び日付を表示した印で、当該納付書紙面と自動車検査登録印紙の彩紋にわたって明瞭に消印するものとする。この場合において、本項本文の消印をもって 3-2-1 及び 3-3-1 の受付日付印の押印に代えることとしても差し支えない。

3-2-5-1（略）

3-2-5-2 3-2-5-1 以外の手続き（自動車機構が所有する自動車検査の予約を行うシステムによって、受検する自動車に予約されていることを確認した旨を自動車検査票に記載する装置（以下、「自動車検査受付装置」という。）による予約確認を含む。）により検査の予約確認がなされる場合には、自動車機構に対し、消印の押印作業の一部又は全部を行わせることができるものとし、この場合に、自動車機構が使用する印に記載された消印官署及び日付は、消印及び受付に限り有効なものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色も使用することができるものとする。

3-2-6~3-2-8（略）

3-3（審査依頼）

3-3-1 申請書及び添付書類に不備がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。

ができる。
なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-4 (検査証等の記録事項等)

3-4-1 検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証をいう。以下同じ。検査証に記載する場合には印字等容易に消すことができないう。以下同じ。検査証に記載する場合には法第 58 条第 2 項後段に規定する方法によることとし、自動車予備検査証（以下「予備検査証」という。）及び限定自動車検査証（以下「限定検査証」という。）に記載する場合は、印字等容易に消すことができないうを用いるものとする。

3-4-2 (削除)

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記録（予備検査証及び限定検査証にあっては記載と読み替える。以下同じ。）するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記録するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記録するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記録するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記録するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記録するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「一」を記録するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記録するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別／適否欄は、「自家用」又は「事業用」のい

なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。

3-4 (検査証等の記載事項等)

3-4-1 検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証（以下「検査証等」という。）は、黒のボールペン等容易に消すことができないうを用いて記載するものとする。

3-4-2 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「一」をもって抹消し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-4-3 初度登録年月欄は、次により記載するものとする。

(1)～(2) (略)

3-4-4 車名欄及び型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(8) (略)

3-4-5 車台番号欄は、提示された自動車に打刻されている車台番号又は職権により打刻した車台番号を記載するものとする。

3-4-6 原動機の型式欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)～(3) (略)

3-4-7 自動車の種別欄は、「普通」、「小型」又は「大型特殊」のいずれかを記載するものとする。なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、当該装置等を取り付け、又は取り替えた状態のうちの諸元が最大となる場合の種別を記載するものとする。

3-4-8 用途欄は、次により記載するものとする。

(1) 用途欄には、乗用自動車等にあつては「乗用」、乗合自動車等にあつては「乗合」、貨物自動車等にあつては「貨物」、特種用途自動車等にあつては「特種」並びに大型特殊自動車にあつては「一」を記載するものとする。さらに、備考欄には、貸渡乗用自動車、貸渡乗合自動車、貸渡貨物自動車及び貸渡特種用途自動車にあつては「貸渡」、幼児専用乗用自動車及び幼児専用乗合自動車にあつては「幼児専用」並びに建設機械にあつては「建設機械」を記載するものとする。

(2) (略)

3-4-9 自家用・事業用の別／適否欄は、「自家用」又は「事業用」のい

れかを記録するものとし、予備検査証にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記録するものとする。

(表) (略)

3-4-11 備考欄 (自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令 (昭和45年運輸省令第8号) 第4条に規定する表中第6号の自動車検査証 (第18号様式) のうち備考の欄及び当該欄に相当する法第58条第2項後段に規定する方法によって記録された事項をいう。以下同じ。)は、規則第35条の3第1項各号及び同第35条の4第1項各号のうち、別途通達で定める事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席 (脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。) を有する乗用自動車にあっては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記録する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記録するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかっこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定期則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定期則第44号の技術的な要件 (同規則第4改訂版補足第18改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則4、6から8.まで及び15.に限る。) に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記録し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量 (1kg未満は切り捨てる。) の総和を記録する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車 (第6号に規定する自動車を除く。) については、次の各号によるとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

この場合において、「記録例」は法第58条第2項後段の規定により記録する事項の具体的な記録内容の例をいう。(予備検査証及び限定検査証にあ

れかを記載するものとし、自動車予備検査証 (以下「予備検査証」という。)にあっては、事業用の「適」又は「否」のいずれかを記載するものとする。

3-4-10 車体の形状欄は、下表の例により記載するものとする。

(表) (略)

3-4-11 備考欄 (自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令 (昭和45年運輸省令第8号) 第4条に規定する表中第6号の自動車検査証 (第18号様式) のうち備考の欄をいう。以下同じ。)は、規則第35条の3第1項第21号及び同項第21の2号により記載する事項のほか、この要領に定めるところによる。

3-4-12 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 折畳式座席又は脱着式座席 (脱着して使用することを目的とした座席であり、工具等を用いることなく、容易に脱着ができ、かつ、確実に装着ができる構造の座席をいう。以下同じ。) を有する乗用自動車にあっては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記載する。

(2) 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあっては、当該座席を折り畳み又は取り外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量をかっこ書で附記する。

(3) 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の協定期則第14号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具を有する年少者用補助乗車装置取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、協定期則第44号の技術的な要件 (同規則第4改訂版補足第18改訂版及びそれ以降の補足改訂版の規則4、6から8.まで及び15.に限る。) に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置 (専ら年少者が着席するためのものに限る。) を備える自動車にあっては、乗車定員欄に乗車定員を「大人定員+小人定員/1.5」の例により記載し、車両総重量欄には車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量 (1kg未満は切り捨てる。) の総和を記載する。この場合において、「大人定員」とは12才以上の者の乗車定員をいい、「小人定員」とは12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。

(4) けん引自動車であって第五輪荷重を有する自動車 (第6号に規定する自動車を除く。) については、次の各号によるとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記載する。

つては記録を記載と読み替える。) (以下同じ。) また、「記載例」は検査証の券面に記載する記載事項の例をいう。(以下同じ。)

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量 (連結部の中心の位置を移動することができけるけん引自動車 (以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。)) にあつては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるもの。)を記録するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重 (連結部移動装置付けん引自動車にあつては、最大の第五輪荷重) を括弧書で記録する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC：けん引自動車のけん引重量 kg

GCW：連結車両総重量 (細目告示別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。) kg

W：けん引自動車の車両総重量 kg

P：けん引自動車の第5輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を記録するとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記録する。

(例 1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

車体の形状					
トラクタ					
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	高さ
3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg	553 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

① 最大積載量欄には(イ)により算出したけん引重量 (連結部の中心の位置を移動することができけるけん引自動車 (以下「連結部移動装置付けん引自動車」という。)) にあつては、最大の第五輪荷重が算出される位置におけるけん引重量のうち最大となるもの。)を記載するとともに、細目告示第81条第2項第2号、第159条第2項第2号又は第237条第2項第2号により算出した第五輪荷重 (連結部移動装置付けん引自動車にあつては、最大の第五輪荷重) を括弧書で記載する。

(イ) けん引重量は、次の算式により算出するものとする。

(算式)

$$TC = GCW - (W - P)$$

この場合において

TC：けん引自動車のけん引重量 kg

GCW：連結車両総重量 (細目告示別添 96「連結車両の走行性能の技術基準」の各項のうち適用される項の計算式不等号を除いた式により算出された値のうち、いずれか小さい方の 10kg 未満を切り捨てた値とする。) kg

W：けん引自動車の車両総重量 kg

P：けん引自動車の第5輪荷重 kg

② 車両総重量欄には車両重量、けん引重量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を記載するとともに、車両重量、第五輪荷重及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量の総和を括弧書で記載する。

(例 1) 連結部移動装置付けん引自動車以外のけん引自動車

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	244 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

(例 2) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

車体の形状				
トラクタ				
(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	高さ
3〔3〕人	38620〔11300〕kg	7110 kg	45895〔18575〕kg	282 cm

備考欄

(記録例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(記載例)

第五輪荷重有

その他

(例 3) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

車体の形状				
トラクタ				
(略)		(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	高さ
3〔3〕人	40800〔11300〕kg	7110 kg	48075〔18575〕kg	291 cm

備考欄

(記録例)

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

(例 2) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けたけん引自動車であって連結部移動装置付けん引自動車以外のもの

車体の形状				
トラクタ				
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	高さ
3〔3〕人	38620〔11300〕kg	7110 kg	45895〔18575〕kg	282 cm

備考

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。

(例 3) 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの適用を受けるけん引自動車が基準緩和認定を受けた場合

車体の形状				
トラクタ				
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	高さ
3〔3〕人	40800〔11300〕kg	7110 kg	48075〔18575〕kg	291 cm

備考

保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,300kg 及び 18,575kg とする。

(記載例)
第五輪荷重有
その他

(例 4) 連結部移動装置付けん引自動車

車体の形状					
トラクタ					
(略)		(略)		(略)	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	高さ
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg	553 cm	282 cm

備考欄

(記録例)

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
連結部移動量 (0～418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg～7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg～33110kg となる。

(記載例)
第五輪荷重有
その他

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあつては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けたた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	— kg	4810 kg	9210 [7010] kg

総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
なお、保安基準の緩和認定による単体物品輸送時の第五輪荷重及び車両総重量は、それぞれ 11,600kg 及び 18,875kg とする。

(例 4) 連結部移動装置付けん引自動車

車体の形状			
トラクタ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
3 [3] 人	33300 [9000] kg	4810 kg	38275 [13975] kg
長さ	幅	高さ	
553 cm	224 cm	282 cm	

備考

最大積載量欄中括弧内は第五輪荷重を、括弧外はけん引重量を示し、車両総重量欄中括弧内は車両総重量を示す。
連結部移動量 (0～418mm) に応じて第五輪荷重の範囲は 9000kg～7700kg、けん引重量の範囲は、33300kg～33110kg となる。

(5) 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員 11 人以上の自動車にあつては、乗車定員数の算出に関し、保安基準第 55 条に基づく基準緩和認定を受けたた自動車を除き、乗車定員欄に立席を除いた乗車定員数を括弧書で附記するとともに、備考欄にその説明をそれぞれ記録する。

(例)

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
80 [40] 人	— kg	4810 kg	9210 [7010] kg

備考欄

(記録例)

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(記載例)

立席有

(6) けん引自動車であって第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により記録する。

(例)

(略)		(略)		(略)		(略)		車体の形状	
		(略)		(略)		(略)		トラクタ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ			
3 人	8000 kg	6990 kg	15155 kg	533 cm	244 cm	282 cm			

備考欄

(記録例)

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(記載例)

その他

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記録する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第 4 条（車両総重量）又は同第 4 条及び 4 条の 2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

備考

乗車定員及び車両総重量欄の括弧外は高速道路等を運行しない際の立席を含めたすべての乗車装置を最大に利用した状態を、括弧内は立席を除く乗車設備を最大に利用した状態を示す。

(6) けん引自動車であつて第五輪荷重のほかに積載量を有する自動車については、最大積載量欄に細目告示第 81 条第 2 項第 2 号、第 159 条第 2 項第 2 号又は第 237 条第 2 項第 2 号により算出した第五輪荷重と積載量の合計を、備考欄にその内訳及び 3-4-12(4)①(イ)により算出したけん引重量を、次の例により記録する。

(例)

乗車定員		最大積載量		車両重量		車体の形状	
						トラクタ	
3 人		8000 kg		6990 kg			
長さ	幅	高さ					
533 cm	244 cm	282 cm					

備考

最大積載量内訳、第五輪荷重 6750kg、積載量 1250kg、けん引重量 36680kg

(7) 脱着式スタンション型のセミトレーラにあつては、必要本数のスタンションを装着した状態において定めた最大積載量及び車両総重量を記録する。

(8) 分割不可能な単体物品を輸送することに関する基準緩和認定（以下「単体物品基準緩和認定」という。）を受けた被けん引自動車であつて、緩和項目が保安基準第 4 条（車両総重量）又は同第 4 条及び 4 条の 2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

- ① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記録する。
- ② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。
- ③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記録する。
- ④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

車体の形状			
セミトレーラ			
(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	18000 [40000] kg	9990 kg	27990 [49990] kg

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

記載なし

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が単体物品基準緩和認定を受けた場合

車体の形状	
セミトレーラ	
(略)	(略)

① 最大積載量欄には基準最大積載量（保安基準第 53 条の規定に基づき指定する分割可能な貨物を輸送する場合の最大積載量をいう。以下同じ。）を記載する。

② 最大積載量欄には、①に加え、単体物品基準緩和最大積載量（基準緩和を必要とする分割不可能な単体物品を輸送する場合において車両の構造・装置の限界を超えない範囲で定める最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

③ 車両総重量欄には基準車両総重量（保安基準第 4 条に定める車両総重量及び第 4 条の 2 に定める軸重等の基準を超えない範囲で分割可能な貨物を輸送する場合の車両総重量をいう。以下同じ。）を記載する。

④ 車両総重量欄には、③に加え、単体物品基準緩和車両総重量（単体物品基準緩和最大積載量と車両総重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

⑤ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例 1) 単体物品基準緩和認定を受けた場合

車体の形状	
セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量
一人	18000 [40000] kg
	車両重量
	9990 kg
	車両総重量
	27990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例 2) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が単体物品基準緩和認定を受けた場合

車体の形状	
セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量
	車両重量
	車両総重量

(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg		

備考欄

(記録例)

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（船底型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

(9) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下単に「幅広貨物」という。）を輸送することに關する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」）を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を次の例により記録する。

(例)

車体の形状		セミトレーラ	
(略)		(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

(10) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

一人	26000 [40000] kg	9990 kg	35990 [49990] kg
----	------------------	---------	------------------

備考

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（船底型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(9) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、基準緩和認定要領に規定する幅広貨物（以下単に「幅広貨物」という。）を輸送することに關する基準緩和認定（以下「幅広貨物基準緩和認定」）を受けたものについては、最大積載量及び車両総重量欄には、分割不可能な単体物品輸送時の事項を記載するものとし、次の例により記載する。

(例)

車体の形状		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	40000 kg	9850 kg	49850 kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄は、長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(10) 保安基準第 2 条（幅）及び単体物品基準緩和認定を受けた被けん引自

動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記録する。

② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

車体の形状				
セミトレーラ				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
一人	33650 [8500] kg	4810 kg	38625 [13475] kg	

備考欄

(記録例)

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

その他

(11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記録する。

① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記録する。

② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記録し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量（国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。）を記録する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例)

動車であって、脱着式スタンションを装着して幅広貨物基準緩和認定を受けたものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量及び車両総重量欄の括弧外には、スタンションを装着した幅広貨物輸送時の事項を、括弧内には分割不可能な単体物品輸送時の事項をそれぞれ記載する。

② 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

車体の形状		
セミトレーラ		
乗車定員	最大積載量	車両総重量
一人	26000 [40000] kg	9990 kg 35990 [49990] kg

備考

最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の、括弧外はスタンションを装着した幅広貨物を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(11) 国際海上コンテナを輸送することに関し基準緩和認定を受けた被けん引自動車であって、緩和項目が保安基準第4条（車両総重量）又は同第4条及び4条の2（軸重等）に限られるものについては、次の各号によるものとし、それぞれ次の例により記載する。

① 最大積載量欄の括弧外には基準最大積載量又は分割可能貨物基準緩和最大積載量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量を記載する。

② 車両総重量欄の括弧外には基準車両総重量又は分割可能貨物基準緩和車両総重量を記載し、括弧内には国際海上コンテナを輸送する場合の車両総重量（国際海上コンテナを輸送する場合の最大積載量と車両重量の合計をいう。）を記載する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例)

車体の形状				
コンテナセミトレーラ				
(略)		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
一人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg	

備考欄

(記録例)

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成 15 年 3 月 31 日国自技第 383 号）により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれの例により記録する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量を記録するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第 3 条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針 2. (6)②）に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）の認定を受けた自動車）が構造改革特区区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

② 車両総重量欄には基準車両総重量を記録するとともに、特区車両総重量（特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記録する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記録する。

(例 1) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が特区基準緩和認定を受けた場合

車体の形状	
セミトレーラ	
(略)	(略)

車体の形状			
コンテナセミトレーラ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	30400 [30480] kg	5580 kg	35980 [36060] kg

備考

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（コンテナ型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は国際海上コンテナ輸送時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(12) 「重量物輸送効率化事業に基づく基準緩和自動車の認定に係る特例措置について」（平成 15 年 3 月 31 日国自技第 383 号）により基準緩和の認定を受けた被けん引自動車については、次の各号によるものとし、それぞれの例により記録する。

① 最大積載量欄には基準最大積載量を記載するとともに、特区最大積載量（構造改革特別区法附則第 3 条に規定する措置（構造改革特別区域基本方針 2. (6)②）に基づき地方公共団体が内閣総理大臣に申請し認定された構造改革特別区域計画に基づく申請に係る基準緩和（以下「特区基準緩和」という。）の認定を受けた自動車）が構造改革特区区内において分割可能な貨物を輸送する場合における最大積載量をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

② 車両総重量欄には基準車両総重量を記載するとともに、特区車両総重量（特区最大積載量と車両重量の合計をいう。以下同じ。）を括弧書で記載する。

③ 備考欄に括弧の趣旨の説明を記載する。

(例 1) 保安基準第 4 条表中第 3 号で定める被けん引自動車が特区基準緩和認定を受けた場合

車体の形状	
セミトレーラ	

(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
一人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg		

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（煽型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

(例 2) (8) と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
(略)		(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	【30000】 26000 [40000] kg	9990 kg	【39990】 35990 [49990] kg

備考欄

(記録例)

特区基準緩和車

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（船底型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(記載例)

特車通行許可注意

その他

乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	26000 [30000] kg	9990 kg	35990 [39990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（煽型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(例 2) (8) と特区基準緩和認定を併せて受けた場合

		車体の形状	
		セミトレーラ	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
一人	【30000】 26000 [40000] kg	9990 kg	【39990】 35990 [49990] kg

備考

特区基準緩和車

保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（船底型）
最大積載量欄及び車両総重量欄中上段括弧内は構造改革特区区内において物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。最大積載量及び車両総重量欄中下段括弧内は分割不可能な単体物品を輸送する場合の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第 81 条第 2 項（第 3 号、第 4 号、

(13) 自動車の最大積載量は、細目告示第 81 条第 2 項（第 3 号、第 4 号、

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により記録する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であって、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記録する。

①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトラにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記録するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトラにあっては、3-4-12(7)の状態で計測した数値とする。))を記録するものとする。

ただし、セミトラの長さにあつては、当該セミトラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記録するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たたる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記録する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記録するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により記録すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記録するものとする。

(例)

車体の形状					
シヨベル・ローダ					
(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅 高さ

第5号及び第7号を除く。)、第159条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))又は第237条第2項(第3号、第4号、第5号及び第7号を除く。))により算定した値を次の数値により記載する。

ただし、国際海上コンテナを輸送する被けん引自動車であつて、かつ、最大積載量が30,480kgのものに限り、これによらず30,480kgとして記載する。

①～② (略)

3-4-13 車両重量欄は、空車状態(脱着式座席を有する自動車にあっては、座席をすべて取り付けた状態を、脱着式スタンション型のセミトラにあっては、3-4-12(7)の状態をいう。以下同じ。)における自動車の重量を記載するものとする。

3-4-14 長さ欄、幅欄及び高さ欄は、細目告示第6条第2項、第84条第2項又は第162条第2項により計測した数値(脱着式スタンション型のセミトラにあっては、3-4-12(7)の状態で計測した数値とする。))を記載するものとする。

ただし、セミトラの長さにあつては、当該セミトラの最も前方及び後方の部分について細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載するものとする。また、細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定を行った場合であつて、自動車の最も前方及び後方に当たたる部分が自動車登録番号標、車両番号標又は字光式自動車登録番号標用照明用具等番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で細目告示第6条第2項第1号、第84条第2項第1号又は第162条第2項第1号の規定に基づき測定した数値を記載する。

3-4-15 附属又は脱着する装置を用いる自動車は、次の各号により記載するものとする。

(1) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取り外し、又は取り替えて使用できる自動車については、次の例により記載すること。なお、軸重欄は、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い数値を記載するものとする。

(例)

車体の形状			
シヨベル・ローダ			
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
1 (1) 人	— kg	5700 [7460] kg	5755 [7515] kg
長さ	幅	高さ	

1 (1) 人	— kg	5700 [7460] kg	5755 (7515) kg	[590] 518 cm	[249] 213 cm	[315] 274 cm
---------	------	-----------------------	----------------	------------------------	------------------------	------------------------

備考欄

(記録例)

*附属装置*バックホー

(記載例)

附属装置

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付バントレーラ及び3-4-10注2 においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車については、次の例により記録する。

(例)

車体の形状					
ドリー付トレーラ					
(略)		(略)	(略)		
(略)		(略)	前後軸重	後前軸重	後後軸重
(略)		(略)	3680 kg	— kg	2810 kg
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		
— 人	[12700] 12700 kg	[7200] 9300 kg	[19900] 22000 kg	[249] 249 cm	[321] 321 cm

備考欄

(記録例)

脱着装置, *第五輪荷重*4,980kg 以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重 2850kg

(記載例)

その他

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

[590] 518 cm	[249] 213 cm	[315] 274 cm
------------------------	------------------------	------------------------

備考

*附属装置 *バックホー

(2) 車体の形状が「ドリー付トレーラ」(ドリー付バントレーラ及び3-4-10注2 においてドリー付〇〇トレーラと付記したものを含む。)となる自動車 の検査証等の記載事項等については、次の例により記載する。

(例)

車体の形状					
ドリー付トレーラ					
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量	
— 人	[12700] 12700 kg		[7200] 9300 kg	[19900] 22000 kg g	
長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後後軸重
[1045] 1196 cm	[249] 249 cm	[321] 321 cm	3680 kg	— kg	2810 kg

備考

脱着装置, *第五輪荷重*4,980kg 以上のものとする。

括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後前軸重2850kg、後後軸重 2850kg

3-4-16 燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記録するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「」（1字空白）でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機（気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。）にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記録する。

3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第58条第2項後段に規定する方法により記録するものとする。

(1)・(2) (略)

(削除)

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記録するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記録するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり（重量計）を用いて各軸ごとに計

「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「」（1字空白）でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記載するものとする。

(1) 総排気量は、単位をリットルとし、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。ただし、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）でその総排気量が0.251リットルから0.259リットルまでのもの及び二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車で総排気量が0.661リットルから0.669リットルまでのものにあつては、それぞれ0.26リットル及び0.67リットルとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を3.14とし、内径及び行程について1/10ミリメートル未満を切り捨てた値を用いるものとする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機（気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。）にあつては、最大値を用いるものとする。

(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第3位以下を切り捨てて小数点第2位まで記載するものとする。ただし、小数点第2位が不明なものは小数点第2位に「0」を記載する。

3-4-18 有効期間欄は、次の各号により記載するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 検査証の有効期間の満了する日欄の記載であつて、有効期間の起算日について規則第44条ただし書の規定を適用する場合においては、次の例によつて差し支えない。

(例)

<u>有効期間の満了する日</u>	<u>平成</u> <u>15年3月1日</u>	<u>平成</u> <u>16年同左月同左日</u>	<u>運輸支局</u> <u>等名小印</u>
-------------------	-----------------------------	-------------------------------	----------------------------

3-4-19 軸重欄は、(1)により計測した数値を当該箇所欄に記載するものとする。

また、車軸自動昇降装置付き自動車にあつては、上昇している車軸を強制的に下降させた状態の軸重についても以下の例により備考欄に記載するものとする。

(1) 空車状態の自動車の軸重は、はかり（重量計）を用いて各軸ごとに計

測した値（10kg 未満は切り捨てるとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

備考欄
(記録例)
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 2020kg、 後後軸重 2020kg
(記載例)
その他

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記録するものとする。

備考欄
(記録例)
括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5150kg
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg
(記載例)
その他

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. 法第43条第1項の規定による制限の付加又は道路運送車両の	処分年月日	認定年月日 昭和62年7月2日 北海道運輸局 123号	基準緩和事項 制限附加

測した値（10kg 未満は切り捨てるとする。）とし、輪荷重は軸重をその軸にかかわる輪数で除した値とする。

(例)
備考
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 前前軸重 1,220kg、 後前軸重 2,020kg、後後軸重 2,020kg

(2) 3-4-15(2)の自動車にあっては以下の例により備考欄に記載するものとする。

(例)
備考
括弧内はセミトレーラ時を示す。また、セミトレーラ時の軸重は後後軸重 5150kg
車軸自動昇降装置付き車、車軸下降時 後前軸重 2850kg、後後軸重 2850kg

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央欄の記載事項を同表右欄の記載例により記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記載するものとする。なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿（乙）（第4号様式による。）を作成するものとする。

記載を要する自動車	記載されるべき趣旨	記載例
1. 規則第52条各号の <u>一</u> に掲げる処分を受ける自動車	処分年月日	認定年月日 昭和62年7月2日 北海道運輸局 123号 緩和事項「長さ」

保安基準第55条の規定による基準の緩和の処分を受ける自動車	処分の内容 附した制限	緩和事項「長さ」 緩和制限 「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」	
2. 細目告示第42条第1項、第2項若しくは第5項、第120条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第121条第3項、第198条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第199条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第123号 昭和62年1月15日	<u>その他</u>
3. 保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第234号 平成13年1月15日	<u>その他</u>
4. 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車	ワンマンバスの構造要件が適用されない旨	車掌を乗務させて運行するものとして保安基準に適合	<u>その他</u>

緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」	附した制限		
前照灯の取付位置 関整車第123号 昭和62年1月15日	認定内容 認定年月日	2. 細目告示第42条第1項、第2項若しくは第5項、第120条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第121条第3項、第198条第1項、第2項、第5項若しくは第6項、第199条第3項又は別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動車	
大臣認定 メタノール自動車 国自審第234号 平成13年1月15日	認定内容 認定年月日	3. 保安基準第56条第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	
車掌を乗務させて運行するものとして保安基準に適合	ワンマンバスの構造要件が適用されない旨	4. 乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5tを超え	

あつて車両総重量 5 t を超えるもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）				
4-1. ワンマンバスの構造要件の適用緩和を受けた自動車	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第 345 号 昭和 62 年 10 月 1 日乗降口	<u>その他</u>	
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000 L 比重 0. 75	<u>タンク車 第一石油類 5000L 0.750</u>	
5-1. 荷台に危険物のタンクのタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0. 80 積載量内訳 タンク 200 kg 荷台 300 kg	<u>その他</u>	
5-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することとできない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による	<u>積載の組合せは設置許可証による。</u>	
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積	積載物品名 最大積載容積	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³	<u>その他</u>	

るもの及び乗車定員 24 人以上の旅客自動車運送事業用自動車であり、かつ、車掌を乗務させて運行することとされているもの（被けん引自動車を除く。）	緩和内容 認定年月日	ワンマンバス構造要件の適用緩和 近運事第 345 号 昭和 62 年 10 月 1 日乗降口		
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 5000 L 比重 0. 75		
5-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 灯油 容積 250 L 比重 0. 80 積載量内訳 タンク 200 kg 荷台 300 kg		
5-2. 危険物運搬用タンク車であつて、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することとできない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組合せは、設置許可書等による		
5-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 5.78m ³ 比重 1.65		

ート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	比重	比重 1.65		
6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 <u>14</u> 号に規定するものに限る。)	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	<u>牽引車有</u>	
6-1. 被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車であるもの (2) 基準緩和を受けているけん引自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車であるもの	第五輪荷重が負担する荷重	第五輪荷重 7690 kg 以上	<u>第五輪荷重 7,690 kg 以上</u>	
(2) 基準緩和を受けているけん引自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車であるもの	けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨	けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付	<u>牽引車有</u>	
保安基準適合性の検討条件 ① 運行時の最高速度 50km/h 超 60km/h 以下の場合 ② 運行時の最高速度 50km/h 以下の場合	けん引自動車の型式が「不明」のもの	けん引自動車の型式が「不明」のもの	<u>その他</u>	
(3) けん引自動車	けん引自動車の型式	けん引自動車 フォード不明	<u>牽引車有</u>	

載物品とするコンクリートミキサー車	けん引自動車の車名及び型式		
6. 被けん引自動車 (規則第 35 条の 3 第 1 項第 <u>15</u> 号に規定するものに限る。)	けん引自動車 型式	けん引車 日野 P-AA	
6-1. 被けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 第五輪荷重を有するけん引自動車であるもの (2) 基準緩和を受けているけん引自動車であって、速度制限装置が装着されているけん引自動車であるもの	第五輪荷重が負担する荷重 けん引自動車に速度制限装置が装着されている旨	第五輪荷重 7690 kg 以上 けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付	けん引車 日野 P-AA けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付
(3) けん引自動車の型式が「不明」のもの	けん引自動車の型式が「不明」のもの	けん引自動車 フォード不明	けん引車 日野 P-AA けん引車の全型式に速度制限装置付又は運輸 W-AA、運輸 W-AB には速度制限装置付

車の型式が「不明」のもの	式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	(ABCD1234)	
7. 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし	<u>NR 付</u> <u>その他</u> <u>(記載なし)</u>
7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの（規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するもの及び同第 35 条の 4 第 2 項の規定により記録するもの）に限る。） (1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの (2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの (3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234) 被けん引車 組立 (東 41567 東) 被けん引車 フルハーフ ABDE	
8. 4 軸を超える自動車	軸重	第 5 軸重 8500kg	<u>その他</u>
9. 燃料の種類欄に「その他」と記録した自動車	燃料の種類	燃料 水素	<u>その他</u>

7. 基準緩和を受けているけん引自動車	速度制限装置の装着の有無及びその設定速度	速度制限装置付 最高速度 60km/h 以下 速度制限装置なし
7-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの（規則第 35 条の 3 第 2 項の規定により記載するものに限る。） (1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの (2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの (3) (1)及び(2)以外のもの	被けん引自動車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記 被けん引自動車の型式に車台番号を付記 被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 パーストナー 不明(ABDE1234) 被けん引車 組立 (東 41567 東) 被けん引車 フルハーフ ABDE
8. 4 軸を超える自動車	軸重	第 5 軸重 8500kg
9. 燃料の種類欄に「その他」と記載した自動車	燃料の種類	燃料 水素

9-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) メタノールとガソリン等を混合したもの (M85) を燃料とする旨 (2) 補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの (3) ガソリン併用式のもの (4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なものの (5) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なものの	燃料 メタノール (M85) 燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油 燃料 メタノール・ガソリン併用 燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)	メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したもの (M85) を燃料とする旨 メタノール (M100 又はM85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用する旨 ガソリンを併用することが可能である旨 通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができ旨	メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したもの (M85) を燃料とする旨 メタノール (M100 又はM85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリン又は軽油を使用するもの ガソリン併用式のもの 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なものの	燃料 メタノール (M85) 燃料 主 メタノール (M100 又はM85) 補助 ガソリン又は軽油 燃料 メタノール・ガソリン併用 燃料 メタノール・ガソリン混合物 (混合率可変)
9-2. CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) ガソリン併用式のもの (2) 軽油を着火燃料とするもの	燃料 CNG・ガソリン併用 燃料 主 CNG 補助 軽油	ガソリンを併用することが可能である旨 CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	CNGを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) ガソリン併用式のもの (2) 軽油を着火燃料とするもの	燃料 CNG・ガソリン併用 燃料 主 CNG 補助 軽油

(2) 軽油を着火燃料とするもの	CNGを燃料とし、軽油を着火燃料とする旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油
9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル100%燃料を併用している旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油
9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油
9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用している旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油
9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもの	燃料電池自動車である旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油

9-3. 軽油を燃料とする自動車であって、バイオディーゼル100%燃料を使用するもの	バイオディーゼル100%燃料を併用している旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油
9-4. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 電気式又は蓄圧式のもの (2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	ハイブリッド自動車である旨 プラグインハイブリッド自動車である旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油
9-5. 軽油を燃料とする自動車であって、揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を使用するもの	揮発油品確法の特例措置による高濃度バイオディーゼル燃料を併用している旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油
9-6. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもの	燃料電池自動車である旨	燃料主 CNG 補助 軽油	燃料主 CNG 補助 軽油

電動機を備えたもの				
10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108 名	<u>その他</u>	
11. 使用者の名義が複数の自動車の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3	<u>(記載なし)</u>	
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 (2) (2)を除く。 (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	緊急自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)	<u>緊急自動車</u> <u>緊急自動車</u>	
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車	<u>道路維持作業用</u>	
14. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日	<u>改造内容 操縦装置</u>	
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す	<u>その他</u>	
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンドラブロック上面左	<u>保安基準適用日 平成 12 年 4 月 1 日</u> <u>原動機型式打刻位置</u>	

10. 臨時乗車定員が定められた自動車	臨時乗車定員	臨時乗車定員 108 名		
11. 使用者の名義が複数の自動車の自動車	共同使用者の氏名又は名称及び住所	共同使用者の氏名、住所 運輸太郎、東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3		
12. 緊急自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 用途区分通達 4-1-1 以外の自動車 (2) (2)を除く。 (2) 在宅傷病者緊急往診用自動車	緊急自動車である旨 在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車 緊急自動車 (在宅傷病者緊急往診用)		
13. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車		
14. 改造通達に定める改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 改造通知年月日	改造内容 操縦装置 北整車第 123 号 平成 7 年 11 月 24 日		
14-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	括弧内はゴム履帯装着時を示す		
15. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成 12 年 4 月 1 日 原動機型式打刻位置 シリンドラブロック上面左		

置	置	置	置 シリンダープロ シリンダープロ ク上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm
原動機の最高出力時の回転数	原動機の最高出力時の回転数	原動機の最高出力時の回転数	原動機の最高出力時の回転数
15-1. 並行輸入自動車 自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (3) 改造通達 2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの (5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成 26 年騒音規制以前の規制を適用する自動	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨 消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	12 年排出ガス規制適合 11 年排出ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし	置 シリンダープロ シリンダープロ ク上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm
15-1. 並行輸入自動車 自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (3) 改造通達 2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの (5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成 26 年騒音規制以前の規制を適用する自動	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨 消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	12 年排出ガス規制適合 11 年排出ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし	置 シリンダープロ シリンダープロ ク上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm

置	置	置	置 シリンダープロ シリンダープロ ク上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm
原動機の最高出力時の回転数	原動機の最高出力時の回転数	原動機の最高出力時の回転数	原動機の最高出力時の回転数
15-1. 並行輸入自動車 自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (2) 二輪自動車又は側車付二輪自動車に適用される排気ガス規制に適合したもの (3) 改造通達 2.(1)に定める改造により、装置が変更されているもの (4) 二輪自動車又は側車付二輪自動車であって、後輪にばねその他の緩衝装置を備えていないもの (5) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成 26 年騒音規制以前の規制を適用する自動	規制の対象となる排出ガス規制の適合年 規制の対象となる排出ガス規制の適合年 変更された装置名 後輪にばねその他の緩衝装置を備えていない旨 消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	12 年排出ガス規制適合 11 年排出ガス適合 変更内容 緩衝装置 後輪 緩衝装置なし	置 シリンダープロ シリンダープロ ク上面左側前部 原動機最高出力時 回転数 9,000rpm

(6) 初めて検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの（平成26年騒音規制以前の規制を適用する自動車に限る。）	初回検査時確認書面等 （騒音試験成績表） （WVTA） （車両データグラフ） （レート） （COC） （外国登録証） （認可書）	<u>その他</u>
(6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染規制が適用されるもの	黒煙汚染規制対象車である旨及び適合規制値	黒煙汚染規制値 25%	<u>その他</u>
(7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの	ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨	「エンデュロ二輪自動車」又は「トライアル二輪自動車」）として保安基準に適合	<u>その他</u>
16. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置 （打刻届出に係る位置に位置に打刻した場合を除く。） シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEF1234 56789 シリアル番号	<u>車台番号打刻位置</u> <u>右側前輪ストラットハウジング上面</u> <u>シリアル番号</u> <u>ABCDEF1234</u> <u>56789</u> <u>（記載なし）</u>

車に限る。） (6) 軽油を燃料とする大型特殊自動車であって黒煙汚染規制が適用されるもの (7) 二輪自動車であってABS装着義務付け対象外の車体構造のもの (平成33年9月30日以前に製作された自動車を除く。）	黒煙汚染規制対象車である旨及び適合規制値 ABS装着義務付け対象外の車体の構造である旨	黒煙汚染規制値 25% 「エンデュロ二輪自動車」又は「トライアル二輪自動車」）として保安基準に適合	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEF123456789 シリアル番号 ABCDEF123456789
16. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置 （打刻届出に係る位置に位置に打刻した場合を除く。） シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号（職権まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。）	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEF123456789 シリアル番号	車台番号打刻位置 右側前輪ストラットハウジング上面 シリアル番号 ABCDEF123456789 シリアル番号

	号（塗まつした車台番号が職権打刻である場合を除く。） 原動機型式打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)	ABCDEF GH1234 56789 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部	<u>原動機型式打刻位置</u> <u>シリンダーブロック上面左側前部</u>
17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）」に定める土砂等を専用 ¹ に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。	<u>土砂等以外</u>
17-1. 3-4-15 (1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であつて、附属装置等装着時は 17. に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等ではない旨	附属装置等装着時の積載物の積載物品は土砂等以外のものとする。	<u>その他</u>
18. 熱害対策装置等を有する自動車であつて、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。） (1) 断続器の形式が接			

	原動機型式打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。)	原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左側前部
17. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）」に定める土砂等を専用 ¹ に運搬するダンプ自動車	土砂等を運搬しない旨	積載物品は土砂等以外のものとする。
17-1. 3-4-15 (1)の装置を随時取り外し、又は取り替えるダンプ自動車であつて、附属装置等装着時は 17. に掲げる自動車となるもの	附属装置等装着時は土砂等を運搬しない旨	附属装置等装着時の積載物は土砂等以外のものとする。
18. 熱害対策装置等を有する自動車であつて、次の各号に掲げるもの（並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。） (1) 断続器の形式が接	断続器の形式が接点式で	接点式

が困難なものに限る。) (1) 断続器の形式が接点式の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必須なもの	断続器の形式が接点式である旨	接点式	<u>その他</u>	
(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により O B D II システムを備えていること	O B D II システムを備えている旨	接点式、<u>OBD2</u>	<u>その他</u>	
(3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により O B D II システムを備えていることが確認されたもの	失火検知システムを備えている旨	接点式、失火警報	<u>その他</u>	
(4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第 41 条第 2 項第 3 号、第 119 条第 2 項第 3 号又は第 197 条第 2 項第 3 号	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）	<u>その他</u>	
点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの (2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により O B D II システムを備えていることが確認されたもの (3) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの (4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第 41 条第 2 項第 3 号、第 119 条第 2 項第 3 号又は第 197 条第 2 項第 3 号ただし書き中「異常温度以上に上昇すること	を防止する装置」に該当することが確認されたもの	ある旨 O B D II システムを備えている旨 失火検知システムを備えている旨 燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、<u>O B D II</u> 接点式、失火警報 接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）	

号ただし書 き中「異常 温度以上に 上昇するこ とを防止す る装置」に 該当するこ とが確認さ れたもの				
19.「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。)第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認さ	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1	
19.「窒素酸化物又は粒子状物質を低減させる装置の性能評価実施要領」(平成16年国土交通省告示第814号。以下「低減装置評価実施要領」という。)の規定に基づき優良低減装置として評価・公表された装置(第2種粒子状物質低減装置を除く。)を装着することにより「道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示」(平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。)第4条(軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条)の基準(以下「NOx・PM法の基準」という。)に適合することが確認さ	優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1	優良低減装置が装着されている旨 優良低減装置の優良評価番号	優良低減装置付 評価番号 MLIT-NPR-1	

310号。以下「第31条の2告示」という。第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準（以下「NOx・PM法の基準」という。）に適合することが確認された自動車	原動機等の変更に よりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨	NOx・PM 法対応 変更有		
19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であつて、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えられた場合であつて、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値	19-1. 原動機等の変更が行われた自動車であつて、次の各号によりNOx・PM特例告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条）の基準に適合することが確認された自動車 (1) 公的試験機関の試験結果 (2) 諸元値をもつ原動機及び一酸化炭素等発散防止装置に載せ換えられた場合であつて、当該原動機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値	原動機等の変更に よりNOx・PM法の基準に適合すること確認した旨	NOx・PM 法対応 変更有	NOx・PM法対応変更有

機及び一酸化炭素等発散防止装置が搭載されていた自動車の諸元値	NOx処理装置が装着されている旨			
19-2. 原動機等の変更が行われた自動車であって、次の各号に掲げるもの (1) 公的試験機関の試験結果により第31条の2告示第2条の基準に適合することを確認された自動車であって第4条の基準（軽油を燃料とする自動車）に適合しているもの (2) 平成14年9月30日以前に公的試験機関の試験結果により「道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令」（平成14年国土交通省令第24号）の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合することが確認された自動車であって第31条の2告示第4条（軽油を燃	NOx処理装置が装着されている旨	NOx処理装置付	NOx処理装置付	

路運送車両の保安基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成14年国土交通省令第24号)の施行前の保安基準第31条の2の基準に適合すること が確認された自動車であって第31条の2告示第4条(軽油を燃料とする自動車にあつては第4条又は第5条)の基準に適合していないもの				
19-3.「道路運送車両の保安基準第31条の2の規定に適合させるために行う窒素酸化物又は粒子状物質の排出を低減させる改造の認定実施要領」 (平成17年国土交通省告示第894号。以	優良低減改造が行われている旨 優良低減改造の認定番号及び優良低減改造証明書の交付番号	優良低減改造有 認定番号 MLIT-RR-1 交付番号 ABCD1234		

造の認定実施要領」（平成17年国土交通省告示第894号。以下「低減改造認定実施要領」という。）の規定に基づき優良低減改造として認定・公表された改造を行うことによりNOx・PM法の基準に適合することが確認された自動車				
20. 平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定期則第41号又は第51号による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	平成10年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値。ただし、平成28年規制適合車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制に適合している旨、自動車型式認証実施要領附則5の1-35に規定される車両のカテゴリ、新車時等の近接排気騒音値、協定期則第41号又は第51号による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	平成10年騒音規制車、近接排気騒音規制値 99dB 平成28年騒音規制車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm（旧基準適用時測定回転数 4,500rpm） マフラー加速騒音規制適用車

騒音の測定回転数、細目告示別添38による近接排気騒音の測定回転数及び消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付(1基)	<u>その他</u>
21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車(車いす専用のスペースを有するものに限る。)	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付(1基)	<u>その他</u>
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ	<u>その他</u>
23. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等と異なる場合、変更前の使用者の事業等と異なる場合、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	<u>特種用途(使用者限定)</u>
24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車(24.に掲げる場合を除く。)	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車	<u>平成13年特種構造要件適用車</u>
25. 用途区分通達4-1-3(4)に掲げる自動車のうちキャンピング車	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車	<u>平成15年特種構造要件適用車</u>

21. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車(車いす専用のスペースを有するものに限る。)	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付(1基)	
22. 特種用途自動車である側車付二輪自動車	側車付オートバイである旨	側車付オートバイ	
23. 用途区分通達4-1-1及び4-1-2に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等と異なる場合、変更前の使用者の事業等と異なる場合、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	
24. 用途区分通達4-1-3(3)及び(4)に掲げる自動車(24.に掲げる場合を除く。)	平成13年から施行される構造要件が適用される旨	平成13年特種構造要件適用車	
25. 用途区分通達4-1-3(4)に掲げる自動車のうちキャンピング車	平成15年から施行される構造要件が適用される旨	平成15年特種構造要件適用車	

ちのキャンピング車				
26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	<u>SLD 付</u>	
27. 最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるものに掲げるもの (1) 新規検査若しくは予備検査を受けた自動車及び法第 69 条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限り、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの (2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの（(1) の検査を受けるものに限る。）	走行距離計の表示値 値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9,000km (平成 16 年 4 月 1 日)	<u>(記載なし)</u>	
28. 貨物の運送の用に供する車両総重量 7 トン以上の普通自動車	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2 個 300L 300L	<u>燃料タンク 2 個</u> <u>300L 300L</u>	

26. 大型貨物自動車であって速度抑制装置を装着した自動車	速度抑制装置を装着している旨	速度抑制装置付	
27. 最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く普通自動車及び小型自動車であって次の各号に掲げるもの (1) 新規検査若しくは予備検査（法第 16 条の規定による抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条の規定により自動車検査証が返納された自動車に限る。）、継続検査又は構造等変更検査を受けるもの (2) 走行距離計の表示値が前回の表示値を下回るもの（(1) の検査を受けるものに限る。）	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9000km (平成 16 年 4 月 1 日)	
28. 貨物の運送の用に供する車両総重量 7 トン以上の普通自動車	燃料タンクの個数及びそれぞれの容量	燃料タンク 2 個 300L 300L	

上の普通自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用
29. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用
30. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車）は 11 人）以上の自動車であって、高速道路等を運行しない自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合	高速道路等非運行
30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車を除く。）	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合	その他
31. 「自動車の排出ガス低減性能向上改造	排出ガス低減性能向上改造	排出ガス低減性能向上改造	その他

上の普通自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用自動車
29. 自主防犯活動用自動車	自主防犯活動に使用する自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用自動車
30. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車）は 11 人）以上の自動車であって、高速道路等を運行しない自動車（昭和 62 年 8 月 31 日以前に製作された自動車を除く。）	高速道路等を運行しない旨	高速道路等を運行しない自動車として保安基準に適合	高速道路等非運行
30-1. 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であって、専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車（平成 24 年 6 月 30 日以前に製作された自動車を除く。）	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする旨	専ら特別支援学校に通う生徒若しくは児童の運送又は専ら障害者福祉施設を利用する障害者の運送を目的とする自動車として保安基準に適合	その他
31. 「自動車の排出ガス低減性能向上改造	排出ガス低減性能向上改造	排出ガス低減性能向上改造	その他

出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年国土交通省告示第131号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	上改造が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」(平成19年3月9日付け国自環第249号)第4の低減性能向上改造証明書(以下「低減性能向上改造証明書」という。)の交付番号	向上改造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123	
32. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用し、急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成26年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車に排出ガス規制の識別記号のないもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時の光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定	<u>オパシメータ測定</u>
33. 細目告示第2条の2の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準の適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用	<u>二輪車基準適用</u>

減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年国土交通省告示第131号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年国土交通省告示第131号。以下「排ガス低減性能向上改造認定実施要領」という。)第3条の規定により、認定を受けた改造を行った自動車	が行われている旨 排ガス低減性能向上改造の認定番号及び「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目」(平成19年3月9日付け国自環第249号)第4の低減性能向上改造証明書(以下「低減性能向上改造証明書」という。)の交付番号	造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123
32. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用し、急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成26年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車に排出ガス規制の識別記号のないもの	32. 平成17年規制適合のディーゼル車のうち、オパシメータを使用し、急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数を測定するもの及び平成26年規制以降の規制が適用されるディーゼル大型特殊自動車に排出ガス規制の識別記号のないもの	オパシメータを使用して無負荷急加速時の光吸収係数を測定する旨	オパシメータ測定
33. 細目告示第2条の2の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	33. 細目告示第2条の2の規定により、二輪自動車の保安基準を適用する自動車	二輪自動車の基準の適用する旨	二輪自動車の保安基準を適用

適用する自動車				
34. 「特定改造自動車」のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001 (算定燃費値取得済特定改造自動車)	<u>算定燃費</u>	
35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排出ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排出ガス燃費影響装置等変更	<u>排出ガス燃費影響装置等変更</u>	
36. 平成22年4月	消音器の加速走行	マフラー加速騒音	<u>マフラー加速適用</u>	

34. 「特定改造自動車」のエネルギー消費効率相当値の算定実施要領」(平成21年国土交通省告示第933号)第7条の規定により有効な算定燃費取得済証(以下「算定済証」という。)の交付を受けて、類型を特定した特定改造自動車	燃費値の算定を受けた特定改造自動車である旨及び算定済証記載の改造車等燃費算定番号・区分番号	90001・0001 (算定燃費値取得済特定改造自動車)		
35. 排出ガス値及び燃費値に影響を与える原動機、一酸化炭素等発散防止装置、動力伝達装置又は燃料の種類に変更が行われたことを、新規検査若しくは予備検査又は構造等変更検査時に公的試験機関の試験結果又は現車により確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車	排出ガス燃費影響装置等に変更がある旨	排出ガス燃費影響装置等変更	排出ガス燃費影響装置等変更	
36. 平成22年4月1日以	消音器の加速走行騒音性	マフラー加速騒音規制適		

月 1 日以降に製作された自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）	騒音性能規制（以下「マフラー騒音規制」という。）が適用される旨	規制適用車	車
37. 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 22 条の 2 における道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車	<u>その他</u>
38. 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合	<u>その他</u>
39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに適合している旨	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）	<u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>（記載なし）</u> <u>スタンション（○本）型</u> <u>（記載なし）</u>

降に製作された自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、車両総重量が 3.5 t を超える自動車及び大型特殊自動車を除く。）	能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	用車
37. 総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 22 条の 2 における道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の特例により、自動車検査証の有効期間の伸長をした指定自家用貨物自動車	自動車検査証の有効期間の伸長をした旨	総合特別区域法に基づく自動車検査証の有効期間伸長車
38. 保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるもの	保安基準第 4 条の 2 の括弧書きの告示で定めるものに適合している旨	保安基準第 4 条の 2 の告示で定めるものに適合
39. 保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	保安基準第 2 条第 1 項括弧書きの告示で定めるもの及び第 4 条表中第 3 号で定めるものに適合している旨	保安基準第 2 条及び第 4 条の告示で定めるものに適合（バン型） （タンク型） （幌枠型） （コンテナ型） （自動車運搬型） （煽型） （スタンション（○本）型） （船底型）

40. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	トラクタとセミトレーラの組み合わせによって、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができません。	<u>特車通行許可注意</u>
41. <u>多仕様自動車</u> （出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成28年11月1日	<u>保安基準適用日平成28年11月1日</u>
42. 法第41条第2項に定めらる自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2) (1)以外のもの	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車	<u>自動運行装置搭載車</u>
	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 近運技第123号 令和2年4月1日	<u>自動運行装置搭載車</u>

40. 保安基準第2条第1項括弧書きの告示で定めるもの及び第4条表中第3号で定めるもの（幅広貨物輸送用セミトレーラを除く。）	トラクタとセミトレーラの組み合わせによって、特殊車両通行許可を受けられない旨	連結車の組み合わせによっては、本車両に指定された最大積載量で特殊車両通行許可を受けることができません。
41. <u>共通構造型式指定</u> 自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行後11月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）	保安基準適用年月日 平成28年11月1日
42. 法第41条第2項に定めらる自動車 (1)指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第99条の3第1項の規定による許可を受け、特定改造等を行ったもの (2) (1)以外のもの	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車
	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 近運技第123号 令和2年4月1日

43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等にある車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊車を除く。）	OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD検査対象車 <u>[OBD検査開始年月日]</u> 令和6年10月1日	<u>OBD 検査対象</u>
44. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車	OBD検査の対象外である旨	OBD検査対象外車	<u>(記載なし)</u>

43. 令和3年10月1日（輸入自動車にあっては令和4年10月1日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等にある車載式故障診断装置の技術基準」1.に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入自動車にあっては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車又は多仕様自動車と同一であるもの並びに二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊車を除く。）	OBD検査の対象である旨及びOBD検査が開始となる年月日	OBD検査対象車 検査開始年月日 令和6年10月1日
44. OBD検査対象車であったが、構造装置の改造等により、OBD検査対象外となった自動車	OBD検査の対象外である旨	OBD検査対象外車

(注) 20. の記録事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記録する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であって、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元素の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車を有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号及び法第 58 条第 2 項後段の規定に基づき検査証に記録を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

なお、検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記録されている自動車、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号第 17 項第 1 号若しくは第 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 177 条第 6 項第 1 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 11 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 13 項に該当するようになつた場合には、当該記録事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第 11 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 11 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

(注) 20. の記載事項は、初めて検査証を交付する検査時に確認したものを記載する。

なお、平成 28 年騒音規制適合車の近接排気騒音値は、公的試験機関又は自動車製作者等（消音器の改造を行う場合を除く。）が発行する加速走行騒音試験結果成績表の提出があった場合は、加速走行騒音試験結果成績表の近接排気騒音値とし、消音器に細目告示別添 112「後付消音器の技術基準」Ⅱに基づく性能等確認済表示があった場合は、表示に記載された近接排気騒音値とする。それ以外の場合であつて、指定自動車等にあつては自動車型式認証実施要領別添 1、別添 2 若しくは別添 4 の別表、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領の別表又は輸入自動車特別取扱制度別紙の別表に掲げる諸元素の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）にあつては、協定規則第 41 号の規則 6. 1. 1. に基づく車体表示の近接排気騒音値とし、指定自動車等以外の自動車を有する軽自動車並びに大型特殊自動車を除く。）にあつては、次に掲げる書面に記載された近接排気騒音値とする。

(1)～(3) (略)

3-4-21 規則第 35 条の 3 第 1 項第 24 号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

なお、自動車検査証の備考欄に(1)から(9)までに掲げられた事項が記載されている自動車、第 96 条第 3 項、第 98 条第 4 項、第 99 条第 9 項、第 100 条第 8 項若しくは第 10 項若しくは第 12 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 14 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号第 17 項第 1 号若しくは第 2 号、第 169 条第 2 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号、第 174 条第 3 項第 1 号、第 176 条第 4 項第 1 号若しくは第 2 号、第 177 条第 6 項第 1 号又は第 178 条第 8 項第 1 号若しくは第 9 項第 1 号若しくは第 10 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 11 項第 1 号、第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 13 項に該当するようになつた場合には、当該記載事項を法第 67 条第 1 項の規定により処理するものとする。

(1) 保安基準第 11 条第 2 項の規定の適用を受ける自動車であつて、第 1 条の 3 ただし書の規定により破壊試験による第 11 条第 2 項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(2) 保安基準第15条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第15条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(3) 保安基準第17条第3項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条第3項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(4) 保安基準第17条の2第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第6項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(5) 保安基準第18条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

(記録例)

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

「この自動車に備えるかじ取装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝撃吸収式かじ取装置の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(2) 保安基準第15条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第15条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(3) 保安基準第17条第3項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条第3項への適合性の判定を行っていない自動車

「この圧縮水素ガスを燃料とする自動車に備える燃料装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(4) 保安基準第17条の2第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第17条の2第6項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(5) 保安基準第18条第2項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第2項への適合性の判定を行っていない自動車

「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(6) 保安基準第18条第3項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第3項への適合性の判定を行っていない自動車 <u>(記録例)</u>	(6) 保安基準第18条第3項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第3項への適合性の判定を行っていない自動車
「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(記載例)「破壊試験未実施車」</u>	「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(新設)</u>
(7) 保安基準第18条第4項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第4項への適合性の判定を行っていない自動車 <u>(記録例)</u>	(7) 保安基準第18条第4項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第4項への適合性の判定を行っていない自動車
「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(記載例)「破壊試験未実施車」</u>	「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(新設)</u>
(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行っていない自動車 <u>(記録例)</u>	(8) 保安基準第18条第5項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第5項への適合性の判定を行っていない自動車
「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(記載例)「破壊試験未実施車」</u>	「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(新設)</u>
(9) 保安基準第18条第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第6項への適合性の判定を行っていない自動車 <u>(記録例)</u>	(9) 保安基準第18条第6項の規定の適用を受ける自動車であって、第1条の3ただし書の規定により破壊試験による第18条第6項への適合性の判定を行っていない自動車
「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(記載例)「破壊試験未実施車」</u>	「この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」 <u>(新設)</u>
(10) (2)又は(3)及び(5)に該当する自動車 <u>(記録例)</u>	(10) (2)又は(3)及び(5)に該当する自動車
「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する	「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対す

る破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(11) (2) 又は (3)、(5) 及び (7) に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

(12) (2) 又は (3) 及び (7) に該当する自動車

(記録例)

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(記載例)「破壊試験未実施車」

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項及び**同第 35 条の 4 第 3 項**の規定に基づき検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 **14** 号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記録するけん引自動車については、検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記録する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg)

M : 牽引自動車の車両総重量 (kg)

M' : 牽引自動車の車両重量 (kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

る破壊試験を行っていません。」

(新設)

(11) (2) 又は (3)、(5) 及び (7) に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

(12) (2) 又は (3) 及び (7) に該当する自動車

「この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第 1 条の 3 ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。」

(新設)

3-4-21 の 2 規則第 35 条の 3 第 3 項の規定に基づき自動車検査証に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量」(規則第 35 条の 3 第 1 項第 **15** 号ロに規定する車両総重量をいう。以下本項において同じ。)を記載するけん引自動車については、自動車検査証の備考欄に次の各号に規定する重量(保安基準第 12 条に基づき、駐車ブレーキを備えることを必要としない二輪自動車及び側車付二輪自動車については、(1)①を除いた各号及び(2)①を除いた各号で算出された重量)を次の例により記載する。

この場合において、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg)

M : 牽引自動車の車両総重量 (kg)

M' : 牽引自動車の車両重量 (kg)

Wd : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)

V : 牽引自動車の諸元表に記載された制動初速度 (km/h)

SV : 牽引自動車の諸元表に記載された V km/h からの制動距離 (m)

a : 牽引自動車の諸元表に記載された減速度 (m/s²)

ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、制動距離、減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N）
ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

（例）

備考欄

（記録例）

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000kg及び500kgとする。

（記載例）

牽引可能車両総重量

(1)～(2) （略）

3-4-21の3 規則第35条の3第1項第29号及び法第58条第2項後段の規定に基づき検査証に記載を要する自動車については、検査証の備考欄に次の例により記録する。

（記録例）

「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km 毎時以下のもものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

（記載例）

高速道路等走行不可

3-4-22 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。）第13条第1項の指定自動車という。以下本項において同じ。）（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第5条の乗用自動車という。以下本項において同じ。）にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第31条の2の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり記録する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日（道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。）

FS：牽引自動車の諸元表に記載された駐車ブレーキ力（N）
ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であってその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかでない自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であって、操作力が細目告示に規定された値よりも小さい場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とし、諸元表から値が得られない場合は、測定した値を用いるものとする。

（例）

備考

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレーキなしの場合、それぞれ1,000kg及び500kgとする。

（新設）

(1)～(2) （略）

3-4-21の3 規則第35条の3第1項第29号の規定に基づき自動車検査証に記載を要する自動車については、自動車検査証の備考欄に次の例により記載する。

「この自動車の装置の一部は、長さ2.5m、幅1.3m、高さ2mを超えない軽自動車であって、最高速度60km 毎時以下のもものうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。」

（新設）

3-4-22 指定自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM総量削減法」という。）第13条第1項の指定自動車という。以下本項において同じ。）（乗用自動車（自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第5条の乗用自動車という。以下本項において同じ。）にあつては軽油を燃料とする自動車に限る。）について、保安基準第31条の2の規定に係る適合性等を検査証等の備考欄に次のとおり記載する。

なお、(3)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)及び(11)の記載文中の「○年○月○日」は当該自動車の特定期日（道路運送車両の保安基準第31条の2に規定する窒素酸化物排出自動車等及び窒素酸化物排出基準等を定める告示（平成14年国土交通省告示第310号。以下「第31条の2告示」という。）

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日（第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。）とする。

(1) 第31条の2告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。）の基準値に適合している自動車

(記録例)

「使用車種規制 (NOx・PM) 適合」

(記載例)

NOx・PM 適合

(2) 自動車NOx・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域（以下「NOx・PM対策地域」という。）外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第73号）による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条に規定する特定地域（以下「NOx特定地域」という。）外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

の特定期日をいう。)、(5)及び(9)の記載文中の「△年△月△日」は当該自動車の窒素酸化物特定期日（第31条の2告示の窒素酸化物特定期日をいう。）とする。

(1) 第31条の2告示第4条（軽油を燃料とする自動車にあっては第4条及び第5条。以下(2)から(13)までにおいて同じ。）の基準値に適合している自動車

「使用車種規制 (NOx・PM) 適合」

(新設)

(2) 自動車NOx・PM総量削減法第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域（以下「NOx・PM対策地域」という。）外に使用の本拠を有する自動車及び予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査等の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(3) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(4) 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第73号）による改正前の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条に規定する特定地域（以下「NOx特定地域」という。）外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条基準値に適合していない自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

(記録例)

「この自動車は NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(5) 第31条の2告示第2条及び第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条の基準値に適合していない自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

NOx 及び NOx・PM 不適合

(6) NOx・PM法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(7) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

(記録例)

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(8) NOx 特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

(記録例)

(新設)

(5) 第31条の2告示第2条及び第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条の基準値に適合していない自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて NOx 特定地域内に使用の本拠を置くことができません。また、平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(6) NOx・PM法対策地域外に使用の本拠を有する自動車であって、第31条の2告示第4条の基準が適用となる日以降の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車は NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(7) 第31条の2告示第2条の基準に適合している自動車であって、同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車

「この自動車は平成〇年〇月〇日以降の有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(8) NOx 特定地域外に使用の本拠を有する自動車又は予備検査を受けた自動車であって、第31条の2告示第2条の基準が適用となる日以降で同告示第4条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第2条及び第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車（特定期日が窒素酸化物特定期日の翌日以降である場合に限る。）

「この自動車は N0x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

N0x 及び N0x・PM 未判定

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

(記録例)

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて N0x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

N0x 及び N0x・PM 未判定

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(記載例)

N0x・PM 不適合

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

(記録例)

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(記載例)

N0x・PM 未判定

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

「この自動車は N0x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(9) 第 31 条の 2 告示第 2 条及び第 4 条の基準が適用となる日の前日以前の検査の際に同告示第 2 条及び第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明な自動車

「この自動車は平成△年△月△日以降の有効期間満了日を超えて N0x 特定地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。また、平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(10) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができません。」

(新設)

(11) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日以降である自動車

「この自動車は平成○年○月○日以降の有効期間満了日を超えて N0x・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができないおそれがあります。」

(新設)

(12) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により、有効期間が短縮された指定自動車であって、第 31 条の 2 告示第 4 条の基準値に適合しない自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定

期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができます。」

(記載例)

NOx・PM 不適合

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第31条の2告示第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

(記録例)

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができます。」

(記載例)

NOx・PM 未判定

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

(記録例)

「使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車」

(記載例)

NOx・PM 対象外

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。
なお、(2)の記載文中の「○年○月○日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記録された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(イ) 継続検査の結果交付する限定検査証の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、○年○月○日です。」

(ロ)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を法第58条第2項後段に規定する方法によって次のとおり記録するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができます。」

(新設)

(13) 特定期日以降の日が有効期間満了日として記載された後、用途変更の事由により有効期間が短縮された指定自動車であって、第31条の2告示第4条の基準値に適合しているかどうか不明の自動車のうち短縮後の有効期間満了日が特定期日の前日以前である自動車

「この自動車は有効期間満了日を超えて NOx・PM 対策地域内に使用の本拠を置くことができます。」

(新設)

(14) 特種自動車であって軽油以外を燃料とする乗用自動車を基本としたもの

「使用車種規制 (NOx・PM) 対象外特種自動車」

(新設)

3-4-23 限定検査証の備考欄には、次のとおり記載する。
なお、(2)の記載文中の「○年○月○日」は、継続検査の申請の際に提出された検査証に記載された当該検査証の有効期間の満了する日とする。

(1) (略)

(2) 継続検査の結果交付するもの

(イ) 継続検査の結果交付する限定自動車検査証 (以下「限定検査証」という。)の有効期間より、提出された検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、○年○月○日です。」

(ロ)・(ハ) (略)

3-4-24 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記載するものとする。

(1) 保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出のあった自動車

(表) (略)

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記録する。
(2) (略)
3-4-25 (削除)

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。
(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記録するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記録されたものとみなして、法第67条第1項の規定による記録事項の変更についての変更記録を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿 (乙) の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20 の例によるものとする。なお、自動車検査記録簿 (乙) を作成する自動車について、第4号様式と同等の記載事項が網羅されていれば任意の様式を用いてもよいこととする。その場合、運輸支局等名小印又は受付日付印を押印するものとし、備考欄の記載事項のみ別紙とする場合も同様とする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1～3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 検査証又は予備検査証の交付又は返付 (以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、検査証又は予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、検査証又は予備検査証の記録内容の走行距離計

(注) 限定保安基準適合証の提出のあった自動車については、受検種別のみ記載する。

(2) (略)

3-4-25 法第54条第4項及び第71条の2第2項に規定する点検等の勧告 (以下この項において「点検等の勧告」という。)をしたときは、当該点検等の勧告を受けた登録自動車又は二輪の小型自動車について、当該自動車の限定自動車検査証及び自動車検査証の備考欄に、定期点検整備の実施を指導した旨の履歴を次のとおり記載するものとする。

なお、記載文中の「○年○月○日」は、点検等の勧告が発動された日とし、最長の間隔で行うべき定期点検が2回連続で実施された場合には全ての指導履歴の記載を削除するものとする。

「【定期点検整備実施の指導履歴】○年○月○日勧告」

3-4-26 完成検査終了証の取扱いは、次の各号によるものとする。

(1) 完成検査終了証の提出をもって当該自動車の提示に代える場合には、完成検査終了証に記載された事項を該当欄に記載するものとする。

(2) (略)

3-4-27 従前の通達により記載された検査証等については、3-4-1 から3-4-26 までにより記載されたものとみなして、法第67条第1項の規定による記載事項の変更についての記入を要しないものとする。

3-5 (自動車検査記録簿 (乙) の記載)

3-5-1 (略)

3-5-2 備考欄の記載は、3-4-20 の例によるものとする。

3-6 (審査結果通知の受理等)

3-6-1～3-6-2 (略)

3-7 (検査証交付等)

3-7-1 自動車検査証又は自動車予備検査証の交付又は返付 (以下「返付等」とする。)は、次の各号によるものとする。

(1) 自動車機構から「適合」の審査結果通知があった場合は、自動車検査証又は自動車予備検査証を返付等する。

この場合において審査結果の通知が電磁的な方法により届いていない場合には、自動車機構に照会するものとする。

なお、審査結果の通知が書面による場合には、当該書面に記載された審査結果を確認することとし、自動車検査証又は自動車予備検査証の記載内容

表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 検査証又は予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行って直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記録内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書）に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値（申請書に記載されているものに限る。）と同一であることを確認する。

(1)～(3) (略)

3-7-3 削除

3-7-4 検査証又は予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は予備検査証の備考欄に再交付の旨を、検査証にあっては法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、予備検査証にあっては記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の変更記録申請があるときは、予備検査証の変更記録をすることなく当該変更記録に係る事項を検査証に記録して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項を変更した検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した検査証の返付ができない場合には、検査証の備考欄（備考欄に記載できない場合は余白部分等）に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

の走行距離計表示値については、当該書面の備考欄に記載された走行距離計の表示値と照合するものとする。

(2) 自動車検査証又は自動車予備検査証の返付等は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行って直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証又は予備検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを申請者に確認するよう促したうえで返付等を行うものとする。

(3) 申請者が不在により返付等が行えないときは、返付等を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は予備検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-7-2 次の各号に掲げる書面により現車の提示が省略される自動車の検査にあたっては、当該各号の車台番号又は原動機の型式並びに走行距離計の表示値（第2号に限る。）が、申請書又は検査証（検査証を有しない場合においては、限定検査証又は登録識別情報等通知書若しくは自動車検査証返納証明書）に記載されている車台番号及び原動機の型式並びに走行距離計の表示値（申請書に記載されているものに限る。）と同一であることを確認する。

(1)～(3) (略)

3-7-3 電子情報処理組織によらないで検査証の有効期間を記入したときは、記入した有効期間の末尾に運輸支局等名小印を押印するものとする。

3-7-4 検査証又は自動車予備検査証を再交付するときは、再交付する検査証又は自動車予備検査証の備考欄に再交付の旨を記載するものとする。

3-7-5 (略)

3-7-6 予備検査証に基づく検査証交付申請と同時に予備検査証の記入申請があるときは、予備検査証の記入をすることなく当該記入に係る事項を検査証に記載して差し支えない。

3-7-7 削除

3-7-8 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記載事項を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法第51条の7第2項に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記載事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載とともに走行距離計の表示値の記載を行い受付日付印を押印し、申請書並びに添付書類を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われた場合、当該自動車の審

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。この場合において、放置違反金の滞納が無いことが確認されれば、検査証を発行し返付するものとする。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合（使用停止）」の審査結果通知があった場合には、検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合には、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証（その1）

電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

査結果通知がなされた日から15日以内であれば、既に回収している審査結果の通知が有効なものとして処理して差し支えない。

3-7-9 (略)

3-8 (限定検査証交付等)

3-8-1 限定検査証の交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで交付を行う。

(3) (略)

3-8-2 自動車機構から法第71条の2第1項に該当する「不適合（使用停止）」の審査結果通知があった場合には、自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。なお、次の例は「使用停止」に該当するものとし、当該修理が行われた旨の申告があった際は、3-8-1により限定検査証を交付するものとする。

①～③ (略)

3-8-3 限定検査証を交付する場合には、次の各号によるものとする。

(1) 限定検査証（その1）

専ら電子情報処理組織により出力したものを交付するものとする。ただし、電子情報処理組織によらないで限定検査証（その1）を交付する場合にあっては、提出のあった検査証を書き換え限定検査証（その1）を作成し、記入した有効期間の末尾及び抹消した箇所に運輸支局等名小印を押印するものとする。

(2) (略)

3-8-4 限定検査証の再交付は、次の各号によるものとする。

(1) (略)

(2) 限定検査証の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、限定検査証の記載内容が申請内容と相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(3) (略)

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記録し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合（3-7-5に掲げる場合を除く。）には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6～3-9-3（略）

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。
- (2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めるものとする。

(削除)

(3) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げること等によって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証に記録されている有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(4) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の個人情報に該当する内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記録をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を法第58条第2項後段に規定する方法によって記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

3-10（略）

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）」（令和2年4月1日付け、国自整第353号）に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-8-5 電子情報処理組織により有効期間を記入し出力された検査証又は限定検査証を返付した場合（3-7-5に掲げる場合を除く。）には、提出された検査証又は限定検査証に無効である旨の措置をするものとする。

3-8-6～3-9-3（略）

3-9-4 検査標章の再交付は、次の各号によるものとする。

- (1) 検査標章再交付申請書と検査証又は限定検査証を照合すること。
- (2) き損し又はその識別が困難となったことを事由とする再交付の場合には、当該検査標章の提出を求めるものとする。

(3) 検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨及びその年月日を記載すること。ただし、やむを得ない理由により他の運輸支局等に使用の本拠の位置を有する自動車の検査標章を再交付したときは、検査証又は限定検査証の備考欄に再交付した旨、その年月日及び再交付した運輸支局等名を記載すること。

(4) 検査標章の再交付は、番号札等の番号又は申請者の名称等を読み上げることによって呼び出し、番号等の照合を行ったうえで直接手交することによって行うものとする。

この場合、検査証の有効期間の満了する日又は限定検査証の備考欄に記載されている「申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日」と検査標章の内容が相違ないことを確認するよう促したうえで再交付を行う。

(5) 申請者が不在により再交付が行えないときは、再交付を行うまでの間、第三者の手の届かない場所で検査証又は限定検査証の記載内容が目に触れないよう保管しておくものとする。

3-9-5 検査証の有効期間の記入をした場合における既に交付された前面ガラスにはり付けてある検査標章で、検査証の有効期間と同一の有効期間を表示しなくなった検査標章は、自動車に表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-9-6 3-4-24(2)の規定に基づき自動車検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

3-10（略）

3-11 (保安基準適合標章の表示)

3-11-1 保安基準適合標章の表示箇所は、保安基準適合標章の有効期間を表示した面を自動車の前面から見やすい位置（運転者の視野を妨げるような位置でないこと。）に表示するよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-11-2 保安基準適合標章を前面ガラスに装着して又ははり付けて表示する場合の表示箇所は、3-9-1に準ずる。

3-11-3 検査証の有効期間を記入した後は、保安基準適合標章を表示しないよう自動車の使用者を指導するものとする。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の自動車検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合においては、自動車検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があったものについては、自動車検査証の有効期間の更新を行い自動車検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく自動車検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の自動車検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-12 (基準緩和認定により自動車検査証備考欄に基準緩和の認定期限等が記録された基準緩和自動車の取扱い)

3-12-1 継続検査の申請の受理は、当該基準緩和自動車の検査証備考欄に記録された基準緩和の認定期限の残存期間の有無にかかわらず、申請を受理するものとするが、基準緩和の認定期限の残存期間が無い場合においては、検査証を返付しないものとする。ただし、基準緩和の認定期限の残存期間中に法第94条の5第2項の検査を実施し、基準緩和の認定期限の満了後に同検査に基づく有効な保安基準適合証の提出があったものについては、検査証の有効期間の更新を行い検査証を返付するものとする。

3-12-2 継続緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-12-3 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関による安全性優良事業所の認定の失効等に伴う新規緩和の認定書に基づく検査証備考欄の基準緩和の認定に関する記録事項の変更は、職権により基準緩和の認定期限等について行うこと。

3-13 (基準緩和セミトレーラの基準最大積載量及び基準車両総重量の取扱い)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

第4章 自動車の検査 (技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査 (法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。) 及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記録がある自動車 (原動機等の変更又は車両総重量の変更 (当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。)) が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。) については、その記録により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記録がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならぬ。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記録のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記録のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表 (以下「諸元表等」という。) に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、検査証の記録事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

第4章 自動車の検査 (技術関係)

4-1~4-21の2-1 (略)

4-21の2-2 新規検査又は予備検査 (法第16条の規定により抹消登録を受けた自動車に係るものに限る。) 及び継続検査、臨時検査又は構造等変更検査における第31条の2告示の基準の適合性の判定については以下による。

(1) 検査証等の備考欄に3-4-21の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の記載がある自動車 (原動機等の変更又は車両総重量の変更 (当該変更により、第31条の2告示別表第1、第3及び第5に規定する区分のうち該当する区分が変更となるものに限る。以下同じ。)) が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査である自動車を除く。) については、その記載により判定する。この場合において、4-21の2-3(6)から(9)による対策を講じたことにより検査証等の備考欄に3-4-21(1)の記載がある自動車は、当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、当該対策がそれぞれの要領に基づくものでなければならぬ。

(2) (略)

(3) 車両総重量の変更が行われた自動車であって当該検査が変更後初めての検査であるもの及び検査証等の備考欄に3-4-21の規定に基づく記載のないもの並びに同規定(6)、(7)、(8)、(9)、(11)及び(13)の記載のあるものについては、自動車型式認証実施要領別添1自動車型式指定実施要領及び別添2新型自動車等取扱要領に基づき国土交通大臣に提出された諸元表並びに輸入自動車特別取扱制度に基づき国土交通大臣に提出された車両諸元要目表 (以下「諸元表等」という。) に記載された当該自動車の窒素酸化物及び粒子状物質に係る諸元値により判定する。

4-21の2-3~4-21の2-8 (略)

4-21の2-9 平成14年10月15日以降に構造等変更検査を受け、自動車検査証の記載事項の変更を行う場合における特定期日については、当該変更が平成14年10月1日以降に行われたものとみなし、当該変更が行われる前の自動車の種別、用途、定員及び車両総重量によるものとする。

4-21の3から4-43まで 削除

第5章 削除

5-1から5-10まで 削除

第 6 章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては 4,000 枚を 1 箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3～6-5 (略)

6-6 申請書（添付資料（自動車機構の自動車審査証紙を含む。）を含む。）、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等、限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票及び審査時に出力される「(控) 自動車検査証」は 1 カ年間（検査証の有効期間が 2 年に係るものにあつては、2 カ年間、3 年に係るものにあつては、3 カ年間）、検査標章授受出納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。また、「キヤッシュレス支払い内容確認書」については、自動車重量税法施行令に規定する関係書類の保存年数に準じて保存しておくものとする。

6-7 (略)

6-8 削除

別表第 1～第 3 号様式 (略)

第 6 章 雑則

6-1 (略)

6-2 毎月、検査標章の残箱数を帳表残数報告処理するものとする。なお、当該報告処理にあつては 4,500 枚を 1 箱とし、端数は切り捨てることとする。

6-3～6-5 (略)

6-6 申請書（添付資料（自動車機構の自動車審査証紙を含む。）を含む。）、完成検査終了証、返納又は提出された検査証等 及び限定検査証の交付を受けた自動車に係る検査票は 1 カ年間（検査証の有効期間が 2 年に係るものにあつては、2 カ年間、3 年に係るものにあつては、3 カ年間）、検査標章授受出納簿は 3 カ年間、職権打刻台帳は 10 カ年間それぞれ保存しておくものとする。

6-7 (略)

6-8 削除

別表第 1～第 3 号様式 (略)

第 4 号様式

第 4 号様式

車名	型式	車台番号	自動車検査記録簿(乙)
備考			

日本産業規格 A 列仕様

自動車検査記録簿(乙)

自動車検査記録簿(乙)									
車名	型式	車台番号	車体の形状	乗車定員	最大積載量	自重	最大積載量	自重	最大積載量
側 面				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
前 面				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg

自動車検査記録簿(乙)									
車名	型式	車台番号	車体の形状	乗車定員	最大積載量	自重	最大積載量	自重	最大積載量
側 面				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
前 面				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg
				人	kg	kg	kg	kg	kg

別添3

添付書類（キャッシュレス決済による申請の提出書類等については、3-2（申請書の受理）に定める取扱いに従うものとする。）

1. 継続検査又は臨時検査の申請

(1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(ア) 継続検査申請書

臨時検査申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車検査証（限定自動車検査証が交付されてる場合は限定自動車検査証）

(エ) 所定の重量税印紙を貼付した自動車重量税納付書

(オ) 保安基準に適合していることが確認できる書面

次のうちいずれかのもの

(a) 適合判定された審査結果の通知

(b) 有効な保安基準適合証

(c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備において整備を行った場合に限り必要）

(カ) その他の必要書類

(2) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）

(ア) 自動車税等の滞納のないことを証するに足る書面（継続検査の場合に限り必要）

(イ) 点検整備記録簿

(ウ) 自動車損害賠償責任保険（共済）証明書

(エ) その他の必要書類

2. 予備検査の申請

2. 1. 新車（初めて検査を受ける自動車）

(1) 型式指定自動車以外の場合

(ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）

(a) 予備検査申請書

(b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(c) 保安基準に適合していることが確認できる書面

i 適合判定された審査結果の通知

(d) 保安基準第3 1条第2項に適合するものであることを証する書面

次のうちいずれかのもの

- i 排出ガス検査終了証
- ii 輸入自動車特別取扱届出済書
- iii 公的試験機関において実施された試験結果を示す書面
- (e) 保安基準第30条第1項に適合するものであることを証する書面
- 次のうちいずれかのもの
 - i 認められた機関において実施された試験結果を表す書面
 - ii 輸入自動車特別取扱届出済書
 - (f) その他の必要書類
 - (イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）
 - (a) 譲渡証明書
 - (b) 輸入の事実を証する書面（輸入自動車の場合に限り必要）
- 次のうちいずれかのもの
 - i 自動車通関証明書
 - ii 輸入自動車等の打刻届出書
 - (c) その他の必要書類
 - (2) 型式指定自動車の場合
 - (ア) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）
 - (a) 予備検査申請書
 - (b) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
 - (c) 完成検査終了証（有効期限切れの場合は完成検査終了証に加え、適合判定された審査結果の通知）
 - (d) その他の必要書類
 - (イ) 提示書類（電磁的方法による提示を含む）
 - (a) 譲渡証明書
 - (b) その他の必要書類
- 2. 2. 中古車（初めて検査を受ける自動車以外）
 - (1) 提出書類（電磁的方法による提出を含む）
 - (ア) 予備検査申請書
 - (イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書
 - (ウ) 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けた場合に限り必要）
 - (エ) 保安基準に適合していることが確認できる書面
- 次のうちいずれかのもの
 - (a) 適合判定された審査結果の通知
 - (b) 有効な保安基準適合証
 - (c) 限定保安基準適合証（限定自動車検査証の交付を受け指定整備

において整備を行った場合に限り必要)

(オ) その他の必要書類

(2) 提示書類 (電磁的方法による提示を含む)

(ア) 譲渡証明書

(イ) 登録識別情報等通知書 (新車の場合は不要)

ただし、平成20年11月3日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車においては一時抹消登録証明書

(ウ) 自動車検査証返納証明書 (二輪の小型自動車 (新車を除く。) の場合に限り必要)

(エ) その他の必要書類

3. 自動車予備検査証記入の申請

提出書類

(ア) 自動車予備検査証記入申請書

(イ) 自動車予備検査証

(ウ) その他の必要書類

4. 自動車予備検査証再交付の申請

提出書類

(ア) 自動車予備検査証再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 自動車予備検査証

(エ) その他の必要書類

5. 限定自動車検査証の再交付の申請

提出書類

(ア) 限定自動車検査証再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) 限定自動車検査証

(エ) その他の必要書類

6. 検査標章の再交付の申請

(1) 提出書類

(ア) 検査標章再交付申請書

(イ) 所定の手数料印紙を貼付した手数料納付書

(ウ) その他の必要な書類

(2) 提示書類

(ア) 自動車検査証

附 則 (令和 4 年 12 月 23 日国自整第 207 号、国自情第 255 号)

本改正規定は、令和 5 年 1 月 4 日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にある令和 4 年国土交通省令第 45 号による改正前の「自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式を定める省令」第 18 号様式の自動車検査証による申請等は、従前の取扱いによることができる。

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和 4 年 1 2 月
自 動 車 局
整 備 課

1. 改正の背景

今般、令和 5 年 1 月から始まる自動車検査証の電子化及び自動車保有関係手続におけるキャッシュレス化に伴い、2. に掲げる事項について、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）

2. 改正の概要

- （1）従来車検証の備考欄に記載していた内容について、電子車検証の券面に簡略化した表記にて記載するとともに、IC タグに詳細内容を記録する旨規定する。
- （2）申請者がクレジットカードにより手数料等を納付する場合、国職員による納付状況の確認方法を規定する。
- （3）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和 4 年 1 2 月（下旬）

施行：令和 5 年 1 月 4 日

国自整第 2 4 5 号の 3
国自情第 3 1 2 号の 3
令和 5 年 2 月 2 2 日

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日自車第 880 号）の一部を改正する通達 新旧対照表
昭和 36 年 11 月 25 日付け自車第 880 号
改正 令和 5 年 2 月 22 日付け国自整第 245 号、国自情第 312 号

新		旧	
自動車検査業務等実施要領		自動車検査業務等実施要領	
目次（略）		目次（略）	
第 1 章（略）		第 1 章（略）	
第 2 章（略）		第 2 章（略）	
第 3 章 自動車の検査（事務関係）		第 3 章 自動車の検査（事務関係）	
3-1～3-2-8（略）		3-1～3-2-8（略）	
3-3（審査依頼）		3-3（審査依頼）	
3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。		3-3-1 申請書及び添付書類に不備（手数料の納付が確認できないものを含む。）がないことを確認したときは、受付日付印を押印した審査依頼書（自動車検査票（様式 1）、以下「検査票 1」という。）を発行し、原則として同一敷地内の自動車機構に対し審査依頼するものとする。この場合において、当該受付日付印の押印をもって 3-2-1 の受付日付印の押印に代えることができる。	
なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。		なお、運輸支局等の長が別途認めた手続き等 3-2-5-2 により検査の予約確認がなされたものについては、審査依頼書が発行され、同一敷地内の自動車機構に対し審査の依頼が行われたものとすることができる。	
3-3-2～3-4-16（略）		3-3-2～3-4-16（略）	
3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。		3-4-17 総排気量又は定格出力欄は、次の各号により記録するものとする。	
(1)（略）		(1)（略）	
(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで <u>記録</u> するものとする。ただし、小数点第 2 位が不明なのは小数点第 2 位に「0」を記録する。		(2) 定格出力は、単位をキロワットとし、小数点第 3 位以下を切り捨てて小数点第 2 位まで <u>記載</u> するものとする。ただし、小数点第 2 位が不明なのは小数点第 2 位に「0」を記録する。	
3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。		3-4-18 検査証の有効期間の満了する日は、次の各号により法第 58 条第 2 項後段に規定する方法により記録するものとする。	
(1)（略）		(1)（略）	
(2) <u>検査証</u> の有効期間の満了する日の 1 月前の日（道路運送車両法施行規		(2) <u>自動車検査証</u> の有効期間の満了する日の 1 月前の日（道路運送車両法	

則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日)は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

検査証の有効期間の満了する日

検査証の有効期間の満了する日の1月前の日

2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日(閏年にあつては29日)
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

検査証の有効期間の満了する日

検査証の有効期間の満了する日の2月前の日

1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあつては29日)

(3) (削除)

3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ~4-1. (略)	(略)	(略)	(略)
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

施行規則第44条第1項のただし書きに規定する離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては2月前の日)は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

自動車検査証の有効期間の満了する日
自動車検査証の有効期間の満了する日の1月前の日

2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日、30日及び31日	2月28日(閏年にあつては29日)
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

自動車検査証の有効期間の満了する日
自動車検査証の有効期間の満了する日の2月前の日

1月30日及び31日	11月30日
4月29日及び30日	2月28日(閏年にあつては29日)

(3) (削除)

3-4-19 (略)

3-4-20 備考欄は、次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録事項を同表中央右欄の記録例により法第58条第2項後段に規定する方法によって記録し、右欄の記録例により券面に記載するものとする。また、その他検査に必要な事項については必要に応じて記録するものとする。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合でも記載は一つとする。(3-4-21において同じ。)なお、電子情報処理組織により記録できないものにあつては自動車検査記録簿(乙)(第4号様式による。)を作成するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. ~4-1. (略)	(略)	(略)	(略)
5. タンク自動車	積載物品名 最大積載容積	品名 第一石油類 容積 5000L	タンク車 第一石油類 5000L 0. 750

5-1. ～36. (略)	比重又は定数 (略)	比重 0. 750 (略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特例に より、 <u>検査証</u> の有効 期間の伸長をした指 定自家用貨物自動車	<u>検査証</u> の有効期間 の伸長をした旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他
38. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定め るもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの (幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるもの及 び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション (○ 本) 型) (船底型)	<u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> <u>特車通行許可注意</u> スタンション (○ 本) 型 <u>特車通行許可注意</u> <u>その他</u>
40. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定める もの及び第4条表 中第3号で定める もの (幅広貨物輸 送用セミトレーラ を除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ つては特殊車両通 行許可を受けられ ない旨	連結車の <u>組み合わせ</u> については、本車 両に指定された最 大積載量で特殊車 両通行許可を受け ることができない 場合があります。	(略)
40. ～44. (略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			

3-4-21～3-8-6 (略)

5-1. ～36. (略)	比重又は定数 (略)	比重 0. 75 (略)	(略)
37. 総合特別区域法 (平成23年法律第 81号) 第22条の2 における道路運送車 両法 (昭和26年法律 第185号) の特例に より、 <u>自動車検査証</u> の有効期間の伸長を した指定自家用貨物 自動車	<u>自動車検査証</u> の有 効期間の伸長をし た旨	総合特別区域法に 基づく自動車検査 証の有効期間伸長 車	その他
39. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定め るもの及び第4 条表中第3号で 定めるもの (幅 広貨物輸送用セ ミトレーラを除 く。)	保安基準第2条第 1項括弧書きの告 示で定めるもの及 び第4条表中第3 号で定めるものに 適合している旨	保安基準第2条及 び第4条の告示で 定めるものに適合 (バン型) (タンク型) (幌枠型) (コンテナ型) (自動車運搬型) (煽型) (スタンション (○ 本) 型) (船底型)	<u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> <u>(記載なし)</u> スタンション (○ 本) 型 <u>(記載なし)</u> <u>特車通行許可注意</u>
40. 保安基準第2 条第1項括弧書 きの告示で定める もの及び第4条表 中第3号で定める もの (幅広貨物輸 送用セミトレーラ を除く。)	トラクタとセミトレー ラの組み合わせによ つては特殊車両通 行許可を受けられ ない旨	連結車の <u>組み合わせ</u> については、本車 両に指定された最 大積載量で特殊車 両通行許可を受け ることができない 場合があります。	<u>特車通行許可注意</u>
40. ～44. (略)	(略)	(略)	(略)
(注) (略)			

3-4-21～3-8-6 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、以下によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(前方かつ運転者席から見易い位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外

ただし、上記位置で運転者席の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

3-9-2~3-10 (略)

3-11 (保安基準適合標章の表示)

保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について (依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12~3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に検査証に職権により記録する。

3-14~3-15 (略)

3-9 (検査標章の交付等)

3-9-1 前面ガラスにはり付けて表示する検査標章の表示箇所は、次の各号によるよう自動車の使用者を指導するものとする。

(1) 車室内後写鏡を有する自動車にあっては、車室内後写鏡の前方の前面ガラスの上部。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、車室内後写鏡に隠れる範囲内において文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(2) (1)に掲げる自動車以外の自動車にあっては、前面ガラスの上部であって運転者席から最も遠い位置。この場合において、検査標章の文字の識別が困難となるときは、文字の識別が可能となる位置まで下方にずらした位置

(3) (1)若しくは(2)による表示が困難な場合又は運転者や車載カメラが交通状況を確認するために必要な視野又は機能を妨げるおそれのある場合は、運転者等が交通状況を確認するために必要な視野等を妨げるおそれのない位置であって検査標章の文字の識別が可能となる位置

3-9-2~3-10 (略)

3-11 保安基準適合標章の表示については、「自動車整備事業の取扱い及び指導要領について (依命通達)」(令和2年4月1日付け、国自整第353号)に規定された取扱いに基づき、指導するものとする。

3-12~3-13 (略)

3-13-1 緩和項目が保安基準第4条(車両総重量)又は同第4条及び4条の2(軸重等)に限られる基準緩和セミトレーラ(分割可能な貨物の輸送に関し併せて基準緩和の認定を受けたものを除く。)に関し、3-4-11による基準最大積載量及び基準車両総重量の検査証への記録は次の各号による。

- (1) 新規の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に記録する。
- (2) 継続の基準緩和認定申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (3) 基準緩和認定変更申請を行うセミトレーラについては、基準緩和認定の変更に合わせて自動車検査証に職権により記録する。
- (4) 既に基準緩和の認定を受けたセミトレーラであって基準緩和の期限を付されていないものについては、継続検査の際に自動車検査証に職権により記録する。

3-14~3-15 (略)

第4章～第6章（略） 別表第1～第6号様式 別添1～別添3（略）	第4章～第6章（略） 別表第1～第6号様式 別添1～別添3（略）
<u>附 則（令和5年2月22日国自整第245号、国自情第312号）</u> <u>本改正規定は、通知の日から施行する。</u> <u>ただし、3-9-1の規定にあつては、令和5年7月3日から施行す</u> <u>る。</u>	

「自動車検査業務等実施要領（依命通達）」の一部改正について（概要）

令和 5 年 2 月
自 動 車 局
整 備 課

1. 改正の背景

無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示位置を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示するよう、次に掲げる通達の一部を改正する。

- ・ 「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）

2. 改正の概要

- （１）検査標章の表示位置をこれまでの「前方から見易い位置」から、「前方かつ運転者席から見易い位置」として、運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置に表示するよう規定する。

※例外

ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置

- （２）その他所要の改正を行う。

3. スケジュール

公布：令和 5 年 2 月 22 日（水）

施行：令和 5 年 7 月 3 日（月）

自動車ユーザーの皆様へ

令和5年7月より、車検ステッカーの 貼り付け位置が変更となります。

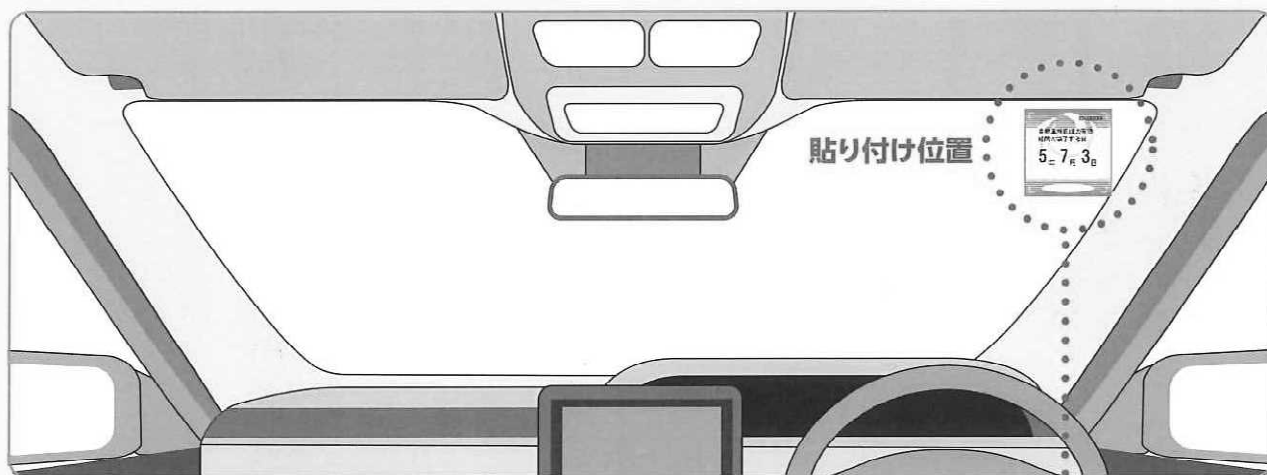
国土交通省においては、無車検運行の防止対策として、車検ステッカーの表示位置を、従来の「前方から見やすい位置」から「**前方かつ運転者席から見やすい位置**」に変更しました。自動車ユーザーの皆様におかれましては、令和5年7月以降、以下の位置に貼り付けていただきますようお願いいたします。

新しい貼り付け位置

(前方かつ運転者席から見やすい位置)

運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置

※例外:ただし、上記位置で運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない前方かつ運転者席から見やすい位置。

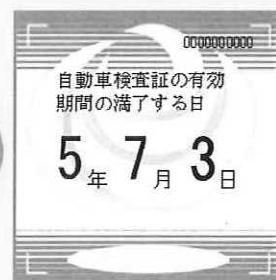


車検ステッカーイメージ

車外前方
から見た
イメージ



車室内
から見た
イメージ



※軽自動車の検査標章についても同様の取扱いとなります。



国土交通省



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）の基準を強化します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

我が国の主導のもと、大型車の衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）に関する国際規則の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたところ、当該基準を国内の保安基準に導入するための所要の法令等の整備を行います。

自動車局では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

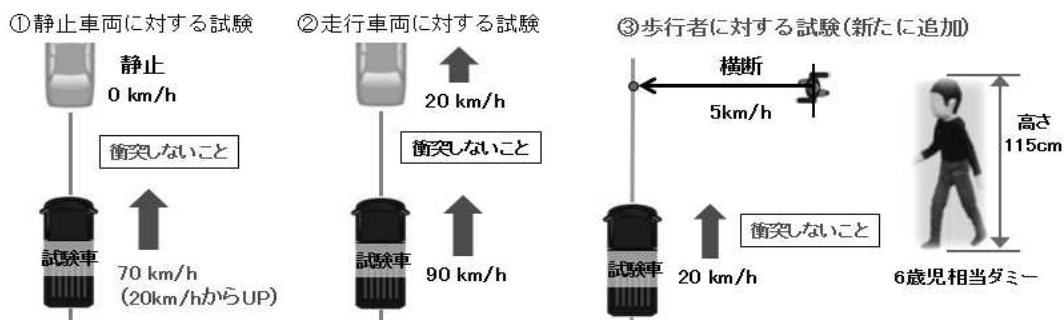
今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS：Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第131号）」の改正が合意され、新たに対歩行者の基準が追加されたこと等を踏まえ、我が国においても、改正された協定規則を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

なお、当該AEBSの国際基準改正及び同時に成立しました「車両後退通報装置」に係る新国際基準は、我が国の交通安全環境研究所が、それら基準改正及び策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本としてその策定を主導し合意に至ったものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) トラック・バス等には、新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキ（AEBS）を備えなければならないこととする。

【主な制動要件・試験法】（赤字：今次改正による強化）



- (2) トラック・バス等には、後退時に警報音を発する車両後退通報装置（バックアラーム）を備えなければならないこととする。



- (3) 高速道路での車線維持機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、車線変更機能の要件を追加する。また、令和4年4月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。



2. 公布・施行

公 布 : 令和5年(2023年)1月4日

施 行 : 令和5年(2023年)1月4日(1.(2)は令和5年1月19日)

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課: 山村、占部

電話 03-5253-8111(内線 42532)、03-5253-8602(直通)、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課: 福菌、高嶋

電話 03-5253-8111(内線 42313)、03-5253-8596(直通)、FAX 03-5253-1640

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 187 回会合において、「車両後退通報装置に係る協定規則（第 165 号）」が新たに採択されたほか、「歩行者保護に係る協定規則（第 127 号）」、「衝突被害軽減ブレーキ（AEBS:Advanced Emergency Braking System）に係る協定規則（第 131 号）」、「照射灯火の統合規則に係る協定規則（第 149 号）」、「自動車線維持システムに係る協定規則（第 157 号）」等の改訂が採択された。

また、運転者が不在となる自動運転車の実現に向けて、令和 4 年 4 月に道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）が成立したところ、自動運転車の保安基準についても整備を行う必要がある。

加えて、中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」（第 14 次答申（令和 2 年 8 月））において、自動車から排出される粒子状物質について、粒子数（PN:Particle Number）の基準を導入することが適当であるとされている。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、対車両の強化された制動要件並びに対静止車両及び対走行車両の制動要件に加え新たに対歩行者の制動要件に適合する等、強化された要件を満たす衝突被害軽減ブレーキを備えなければならないこととする。

【要 件】

- ・ 車両、歩行者に対して所定の制動要件（別紙 2 参照）を満たすこと
- ・ 60km/h 以下で走行している場合には、40km/h 以上減速又は停止すること
- ・ 10km/h から最高設計速度の範囲（対歩行者：20～60km/h）で作動すること
- ・ 緊急制動の開始 0.8 秒前までに警報すること（対歩行者の場合、緊急制動開始前）

【適用日】

新 型 車：令和 7 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 10 年 9 月 1 日

- ② 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満又は車両総重量 3.5 トン以下の自動車、貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車、被牽引自動車等を除く。）について車両後退通報装置を備えなければならないこととする。

【要件】

- ・ 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること
- ・ 通報音は“低”、“通常”、“高”の 3 つのレベルを定義し、“通常レベル”を必須とすること
（低レベル：45～60 dB、通常レベル：60～75 dB、高レベル：80～95 dB）
- ・ 通報装置の一時停止機能は後退時車両直後確認装置（UN-R158）を備えている場合を除き設けてはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること
 - 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - 車両の再始動時に自動で解除されること

【適用日】

新 型 車：令和 7 年 1 月 1 9 日 継続生産車：令和 9 年 1 月 1 9 日

- ③ （i）高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、作動可能な上限速度を引き上げるとともに、専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車については車線変更機能の要件を追加する。（ii）また、令和 4 年 4 月に成立した道路交通法の一部を改正する法律を踏まえ、自動運行装置の要件について、運転者が不在となる場合を想定した規定の整備を行う。

【要件】

（i）関係

- ・ システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・ 車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと

（ii）関係

- ・ 運転者の存在を前提としない自動運行装置については、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させること

【適用日】

（i）関係

新 型 車：令和 5 年 9 月 1 日 継続生産車：令和 9 年 9 月 1 日

（ii）関係

公布・施行と同日

- ④ 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の歩行者の頭部保護性能に関する試験エリアに前面ガラスも含むこととする。

【要件】

- ・歩行者に自動車が発生した際に、歩行者の頭部が接触することを想定したボンネット及び前面ガラスで構成される試験エリアのうち 2/3 以上の面積で所定の頭部障害基準値を満たすこと

	改正前	改正後
頭部保護性能確認試験エリア	試験エリア：ボンネット	試験エリア：ボンネット＋前面ガラス
基準値	・試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 ・大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 ※HIC:頭部傷害値 (Head Injury Criterion)	・ボンネット試験エリアの 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。 ・大人と子供エリアが混在する場合、子供エリアで 1/2 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。 ・ボンネット試験エリアと前面ガラス試験エリア合計の 2/3 以上の面積で HIC1000 を超えないこと。残りのエリアは HIC1700 を超えないこと。

【適用日】

新 型 車：令和 6 年 7 月 7 日 継続生産車：令和 8 年 7 月 7 日

- ⑤ 配光可変型前照灯を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）において、運転者の運転操作を支援するための情報（運転支援プロジェクション）を路面に投影することを可能とする。

【要件】

- ・以下の警告に限り投影することを可能とする

投影できる運転支援プロジェクション			
路面凍結警告	衝突危険警告	逆走警告	車線維持支援警告

【適用日】

令和 8 年 9 月 1 日

- ⑥ ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する普通自動車及び小型自動車又は軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が 3.5 トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満のものを除く。）について、粒子数の基準を適用する。

【適用日】

（ガソリン車）新 型 車：令和 6 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日

（ディーゼル車）新 型 車：令和 5 年 10 月 1 日 継続生産車：令和 8 年 10 月 1 日

(2) 道路運送車両法施行規則の一部改正

国土交通大臣が指定する自動車（型式指定自動車以外の自動車等）について法第 59 条第 1 項の規定による新規検査を申請する者が提出すべき書面に、車両後退通報装置に係る基準に適合することを証する書面を加える。

(3) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、車両後退通報装置を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 165 号に基づき認定された車両後退通報装置を追加する。
- ③ 協定規則第 127 号、第 131 号、第 149 号、第 157 号等の改訂に伴い、規則番号について変更を行う。

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 車両後退通報装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (1)①の改正を踏まえ、衝突被害軽減ブレーキの型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して改める。

(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正

- (1) ①の改正について令和 7 年 9 月から適用対象とするほか、所要の改正を行う。

(6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 5 年 1 月 4 日

施 行：令和 5 年 1 月 4 日

ただし、車両後退通報装置に係る部分【2. (1)②、(2)、(3)①②、(4)①、(5)の一部及び(6)の一部】は令和 5 年 1 月 19 日施行とする。

基準改正の経緯等

- トラック、バス等の大型車の衝突被害軽減ブレーキ(AEBS:Advanced Emergency Braking System)については、メーカー各社の努力、2013年に成立した国連規則(UNR131)を踏まえた義務付け等により広く普及し大型車の交通事故削減に繋がっている。
- また、この国連規則については、成立以降の技術開発の進展、乗用車の衝突被害軽減ブレーキシステムに関する国連規則(UNR152)の成立を踏まえ、日本とドイツを共同議長とする国連WP.29(自動車基準調和世界フォーラム)の専門家会議において改正作業を進め、2022年6月に性能要件を大幅強化する改正提案が合意。
- この国連規則改正の発効にあわせ、今般、同規則の要件を導入するべく国内基準を改正。

主な要件

1. 作動範囲

- ・ 10km/hから最高速度の範囲(歩行者の場合は少なくとも20～60km/h)において、空積載でも満積載状態でも作動すること(バスの場合、空車でも全席乗車状態でも)

2. 警 報

- ・ 緊急制動の開始0.8秒前(歩行者の場合、緊急制動開始前)までに警報すること

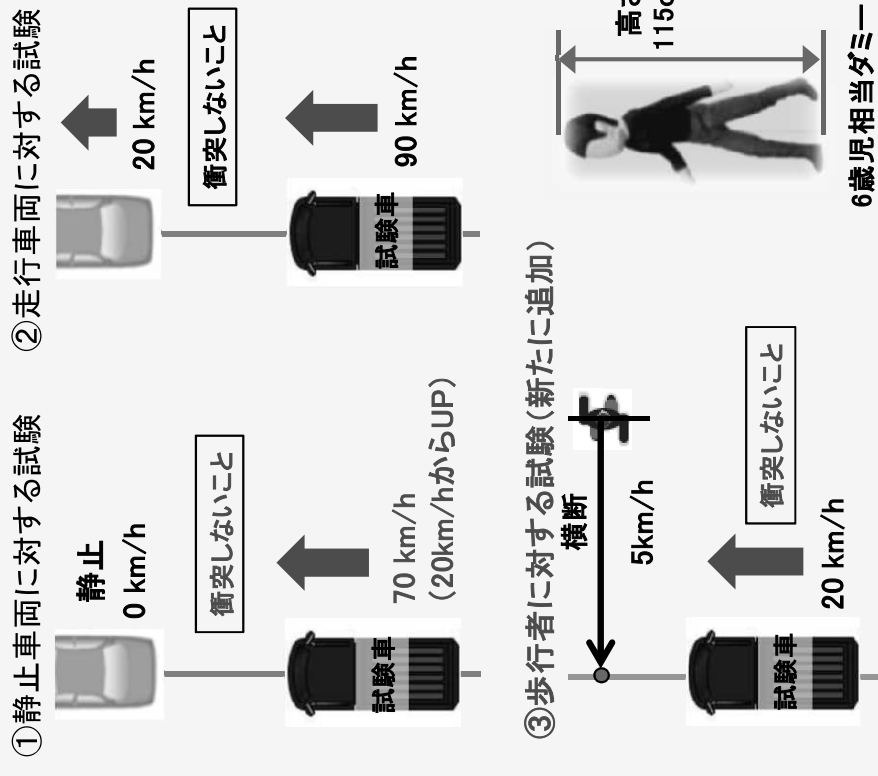
3. 緊急制動

- ・ 車両、歩行者に対して試験を行い、所定の制動要件を満たすこと(右図参照)
- ・ 60km/h以下で走行している場合、先行車両に対して40km/h以上の減速又は停止すること

適用日

新型車 令和7年(2025年)9月 継続生産車 令和10年(2028年)9月

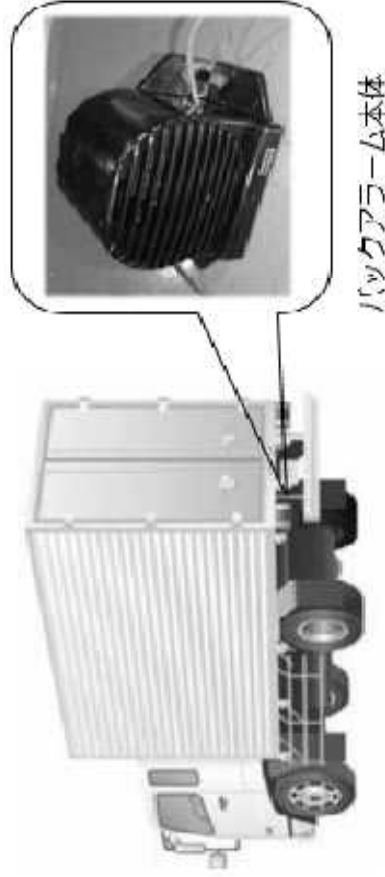
【主な制動要件・試験法】(赤字:今次改正による強化)



概要・基準改正経緯

- ✓ 車両後退通報装置とは、自動車の後退時に発生する事故を防止するために、車両の後退を歩行者等に通報するための装置。
- ✓ 令和4年6月の国連WP.29（自動車基準調和世界フォーラム）において、要件を規定した国連協定新規則（UNR165）に合意。（日本を議長とする新規則策定に向けた作業部会を平成29年に設立して議論開始）
- ✓ 同規則成立の発効を踏まえ、今般、国内基準を改正し、車両総重量3.5トン超のバス及びトラックに対して車両後退通報装置を装備義務付け。

車両後退通報装置（バックアラーム）の取付例



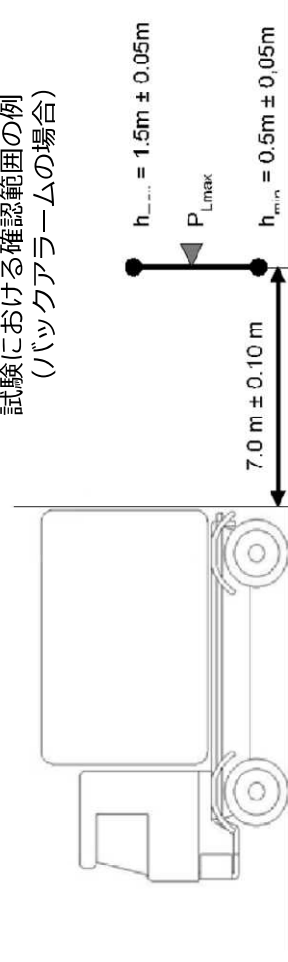
適用時期

- ✓ 新 型 車 : 令和7年1月～
- ✓ 継続生産車 : 令和9年1月～

車両後退通報装置の機能、性能等の要件

- 原動機が起動している状態でシフトが後退に入れば自動で音を発すること。
- 警報音は“低”、“通常”、“高”の3つのレベルを定義し、国内では“通常レベル”を必須とすること。
(低レベル：45～60dB、通常レベル：60～75dB、高レベル：80～95dB)
- 一時停止機能は、後退時車両直後確認装置（UNR158）を備えている場合を除き設けてはならず、設ける場合には以下の要件に適合すること。
 - ・ 一時停止中であることを運転者に表示すること
 - ・ 車両の再始動時に自動で解除されること

試験における確認範囲の例
(バックアラームの場合)



自動運行装置に関する基準改正

基準改正の経緯等

①令和4年6月、WP.29(国連自動車基準調和世界フォーラム)において、高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則(UNR157)の改正案が合意された。

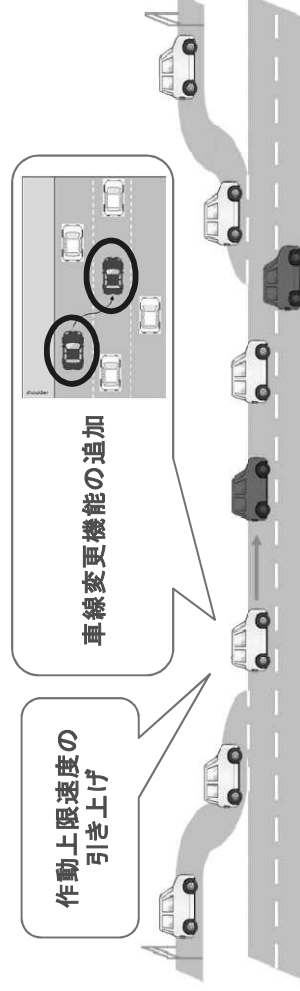
②また、令和4年4月に道路交通法の一部を改正する法律が成立し、運転者が不在となる状態での自動運転が可能となった。

- これらの経緯を踏まえ、今般、自動運行装置の保安基準を改正。

主な要件

①UNR157の改正概要

- ・システムの作動上限速度を引き上げ、速度に応じた車間距離の確保などの安全性を確保すること
- ・車線変更機能を伴うものについては、車線変更の際、後続車に対して急な減速を強いることがないこと



②運転者が不在となる場合を想定した規定の整備

- ・運転者が不在となる場合は、走行環境条件を満たさなくなる場合又は自動運行装置が正常に作動しないおそれがある状態となった場合に、自動運行装置により車両を安全に停止させることができること

適用日

①については、新型車：令和5年(2023年)9月 継続生産車：令和9年(2027年)9月

②については、令和5年1月

こどもの見落とし事故を防止するための国連基準を導入します

～道路運送車両の保安基準等及び保安基準の細目を定める告示等の一部改正について～

こどもは身長が低いことから、特に車両の直前やその近辺ではドライバーから見えずらく見落とされるリスクが高まります。このような見落としによる事故を防止するための国際的な安全基準が、我が国の主導のもと成立しましたので、この国際基準を国内に導入することとしました。

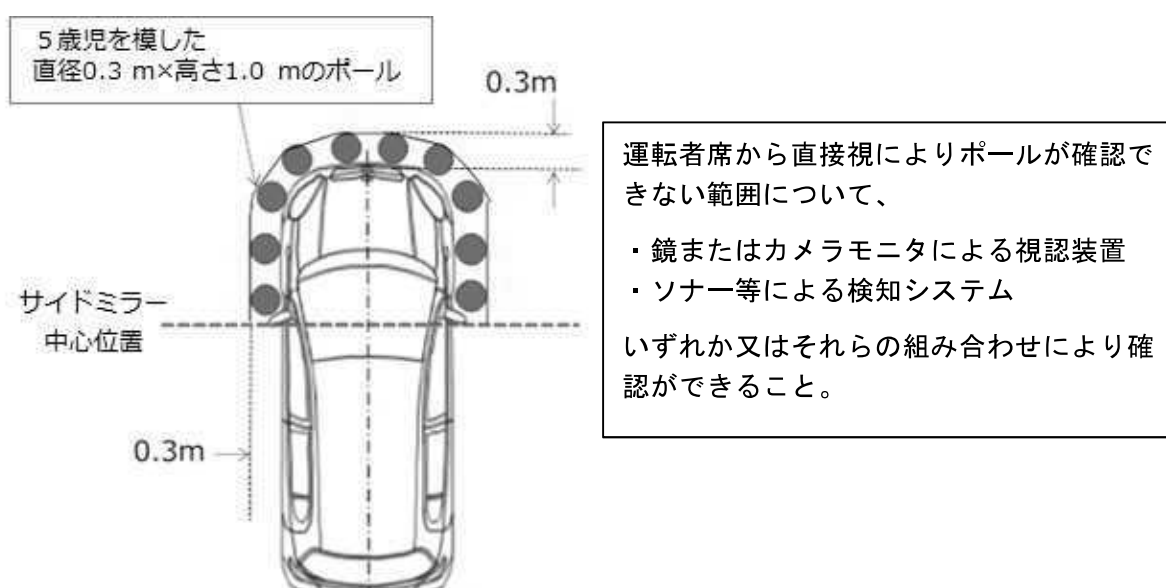
国土交通省では、自動車の安全・環境基準等について、社会や技術の変化を踏まえ、国際的な整合を図りつつ、順次、拡充・強化等を進めています。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）において、「直前直左右確認装置に係る協定規則（第166号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第167号）」の制定が合意されたこと等を踏まえ、我が国においても、策定された新国連基準を保安基準に反映させることなどを目的として、保安基準の詳細規定の改正等を行います。

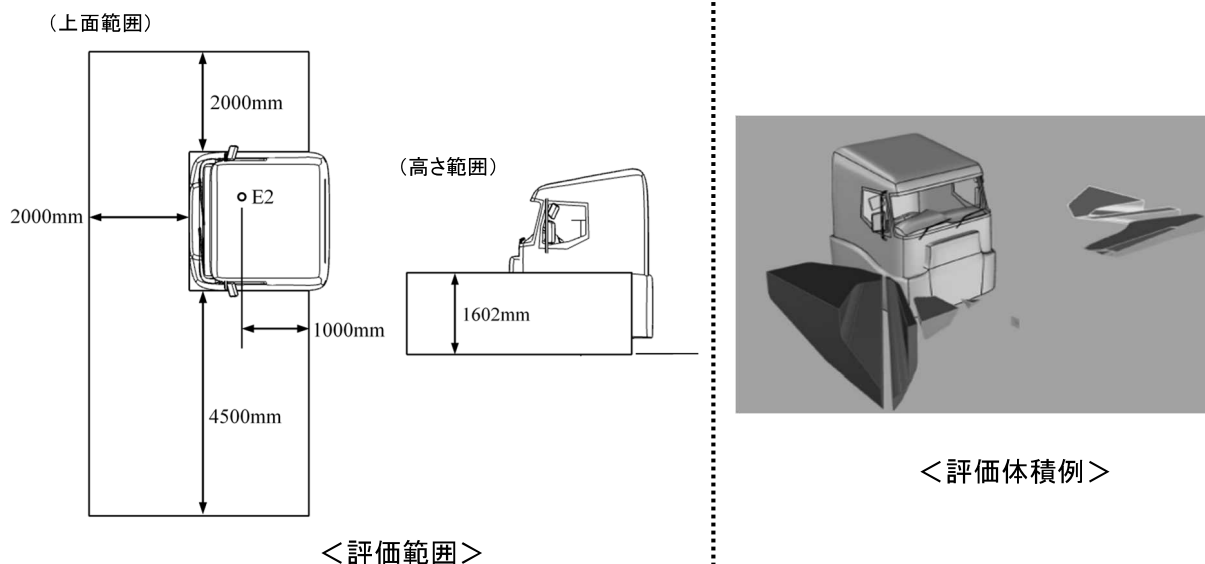
なお、当該直前直左右確認装置に係る新国連基準は、日本の国内基準をベースとし、我が国の交通安全環境研究所（松井靖浩上席研究員）が基準策定のための国連の会議の議長等を務めながら、日本がその策定を主導し合意に至ったものです。

1. 主な改正項目（詳細は別紙参照）

- (1) 乗用車等には、運転者席から死角となる車両の直前及び側面にいるこどもなどの歩行者を確認できるように、鏡やカメラモニタ等の視認装置（既存国内基準適合装置でも可）又はソナー等の検知装置を備えなければならないこととします。



- (2) バスやトラックの大型車の運転視界について、運転者席から『直接』視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、運転者席を設計しなければならないこととします。



	最小体積 (m ³)		
	カテゴリ 1※	カテゴリ 2※	カテゴリ 3※
運転者席側体積	3.4	—	—
前方体積	1.8	1.0	1.0
助手席側体積	2.8	—	—
総体積	11.2	8.0	7.0

※ 車両カテゴリが区分され、市街地走行が想定される構造の車両であるほど規制値が厳しい

<規定値>

2. 公布・施行

公 布 : 令和 5 年 (2023 年) 6 月 5 日

施 行 : 令和 5 年 (2023 年) 6 月 5 日 (一部例外あり。詳細は別紙参照)

問い合わせ先

自動車局 車両基準・国際課：山村、藤澤

電話 03-5253-8111 (内線 42532)、03-5253-8602 (直通)、FAX 03-5253-1639

審査・リコール課：福藺、高嶋

電話 03-5253-8111 (内線 42313)、03-5253-8596 (直通)、FAX 03-5253-1640

新しい
車両区分

特定小型原動機付 自転車ってなに？

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等は、特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。

Q1 特定小型原動機付自転車とは？

最高速度 **20km/h 以下**

定格出力 **0.6kW 以下**

車体の大きさ 長さ **1.9m 以下** / 幅 **0.6m 以下**

※要件を満たさないものは、車両形状等にかかわらず令和5年7月1日以降も引き続き、その車両区分（一般原動機付自転車又は自動車）に応じた法令の規定が適用されます。 など

Q2 誰が乗れるの？

16歳以上であれば、免許証が無くても乗ることが可能です。

Q3 どこを走れるの？

- ・車道を通行しなければなりません。
- ・自転車道も通行することができます。

Q4 利用するにはどうすれば？

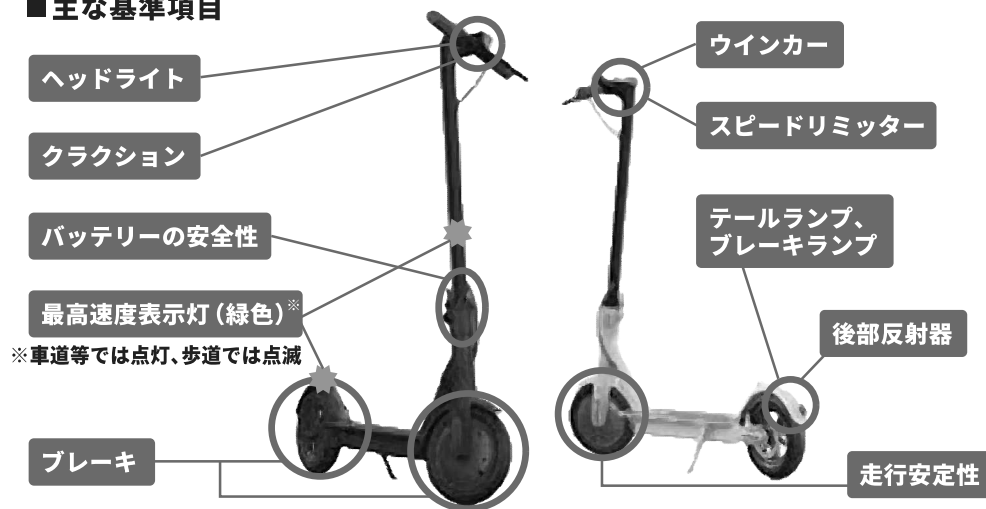
公道を走行するに当たっては、

- ①車両が道路運送車両の保安基準に適合し、
- ②ナンバープレートを取り付け、
- ③自賠責保険（共済）に加入しなければなりません。（裏面）

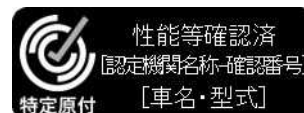
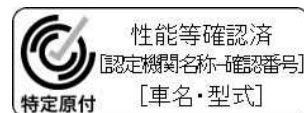
① 保安基準への適合が必要です！

- ・基準を満たしていない場合は公道を走れません。
- ・基準を満たすものには製造時に性能等確認済シールが貼られます。

■主な基準項目



■シールの様式



【性能等確認を受けた車両型式の情報等はこちら】
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000058.html

【シール未装着車両を見つけた場合の情報提供窓口はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>



車両型式情報



情報提供窓口

② ナンバープレートが必要です！

- ・所有者は、市区町村へ軽自動車税の申告をし、ナンバープレートを取り付けてください。
- ・手続の詳細については、申告先の市区町村にお尋ねください。



通常の原付よりも小型化！

③ 自賠責保険（共済）への加入が義務付けられています！

- ・所有者は、加入時に配布されるステッカーをナンバープレートに貼り付けてください。
- ・運行の際は加入時に配布される証明書を携行してください。

【自賠責保険（共済）の詳細はこちら】
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/jibaiseiki/about/index.html>



自賠責保険（共済）

交通ルールの詳細はこちら

【警察庁 ウェブサイト 特設ページ】
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/tokuteikogata.html>

